

論 文

1949年の中龍鉦山争議について

木村 亮*

はじめに

1. 争議前夜の労使の事情
 - (1) 財閥解体と日本亜鉛鉦業(株)
 - (2) 労働組合の組織化
 2. 敗戦直後の中龍鉦山の経営
 3. 中龍鉦山争議の始まり
 - (1) 争議の推移の概要
 - (2) 組合側の再建案
 - (3) 経営側の組合批判
 4. 人員整理の断行
 - (1) 第一次整理発表前夜
 - (2) 第一次整理発表の断行
 - (3) 休山の決定
 5. 中龍鉦山争議の終結
- 結びに代えて

はじめに

かつて1970年代には占領期の労働争議研究が労働問題研究者の重要な焦点であり、体制の帰趨に関わる重要な争議について、多くの一次資料の発掘や当事者の聞き取り調査が行われた¹⁾。また地方で多発した中小規模の争議についても、各県の労働運動研究者らによって戦後の労働運動史の執筆がなされる中で、一部は具体的な資料に基づいた叙述がなされてきた。福井県においても官公庁労組を中心に労働者の待遇改善を求める争議が頻発し、民間でも1949年(昭和24)の京福電鉄福井支社争議など、とくに48年から49年にかけて争議が多発した。この間の経緯は、福井県経済部労政課『福井県労働運動史』(1963年)、福井県地方労働委員会事務局『福井県地方労働委員会十年誌』(1956年)、また京福労働組合『京福労組四十五年史』(1990年)や福井県教職員組合『県教組二十年史』(1966年)などの組合史、および当時の『福井新聞』の記事などに描かれている。1949年の日本亜鉛鉦業(株)中龍鉦業所の争議については『福井県史 通史編6 近現代二』(1996年)でも取上げられているが、そこ

* 福井大学教育地域科学部教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

での記述はこうした文献や新聞記事によって書かれたものである。

すでに当事者の多くが物故し、またその後の労働運動の路線が曲折する中で、この期の労働争議について新たな一次資料が日の目を見るのは稀有のことであるが、この中龍鉱山の争議をめぐる新資料が『大野市史 通史編下 近代・現代』（2013年）の執筆過程で調査した日本亜鉛鉱業(株)中龍鉱業所の所蔵文書から発見された。筆者が執筆した『同書』521～25頁の1948年（昭和23）末から翌49年9月の休山に帰結する中龍鉱山争議の顛末は、その多くをこの新資料に依拠した叙述である²⁾。ただし、同書では、通史としての性格上、いちいち具体的な資料を挙げて示すことができなかつたので、改めて本誌の紙面を借りて、資料の一部を紹介しつつ具体的な経緯を明らかにしたい。

なお、日本亜鉛鉱業(株)は、1951年（昭和26）10月に中龍鉱業所を再開し、県内唯一の重要鉱山として生産実績を積み上げ、1973年度（昭和48）には年間亜鉛精鉱生産量5万トンのピークに達した。しかし第一次石油危機後の不況以降生産量は横這いとなり、さらに1985年（昭和60）9月のプラザ合意後の急激な円高により国内市場価格が大幅に下落したことが直接の原因となって、87年10月に採掘が中止され事実上鉱山は閉山された。その後、同社は坑内施設を利用した観光事業や周辺自治体の焼却灰の受入れ事業などを行っていたが、2008年（平成20）3月をもって解散した³⁾。その後、施設の管理・監視を業務とする中龍鉱業(株)が設立され、現在2名の職員が常駐している。

本稿で紹介する資料の現物については同社の資料館と称する現地の建物に保管されているが、大野市市史編さん室ではその資料の一部を撮影し、「日本亜鉛鉱業中龍鉱山文書（一）～（十八）」計18冊の紙焼き資料を作成した。以下、本稿で示す資料については、この紙焼き資料の分冊番号（例えば「同文書（一）」を「中竜001」で表記）で示すこととする。なお、電文、ビラ以外の文書については、読みやすさに配慮して適宜句読点を補正している。

1. 争議前夜の労使の事情

まず、具体的な資料紹介を行う前提として、経営および労働組合双方の事情について解説しておきたい。

（1）財閥解体と日本亜鉛鉱業(株)

日本亜鉛鉱業株式会社は、1934年（昭和9）5月26日に創立された。本社を東京芝区新橋に、事業所を大野郡下穴馬上大納にそれぞれ置き、社長には横浜の三栄鉱業株式会社社長の中村房次郎が就任した。資本金は120万円、発行株式数は24,000株で、社長の中村が16,000株、三井鉱山(株)が8,000株を所有した。その後、35年11月に60万円、37年12月に120万円と2度にわたり増資が行われたが、両者の持株比率は変わらなかった。ところが、戦時期に入り重要物資の生産増強が進められる中で、40年12月、中村社長が退任し、中村系の持株4万株のうち3万株を三井鉱山(株)が取得し、日本亜鉛鉱業(株)は三井鉱山(株)の傍系子会社となった。そして、45年5月には三井鉱山(株)がすべての株式を所有し、中村系の役員はすべて退任した⁴⁾。

しかし、敗戦後の財閥解体は経営のあり方を大きく変えることとなった。1946年（昭和21）12月に三井鉱山(株)が持株会社に指定されると、翌47年1月、同社が所有していた日本亜鉛鉱業(株)の全株式が

持株会社整理委員会に提供され同委員長名義に書き換えられた。その後、同委員会は、47年6月、三井鉦山(株)に対して全6万株を、1人の持株数上限を600株として、従業員、地元縁故者、役職員の間で三分して譲渡するよう指示した。これに伴い、従業員37名(3,900株)、地元縁故者20名(8,400株)、役員7名(4,200株)への譲渡は決まったが、なお43,500株が未定であり一般公募となる公算が強まった。これに対して中竜労組側では経営を手中におさめるために淵上房太郎衆議院議員(福岡2区選出、日本自由党)を社長に推す動きがあり、同氏も周辺で動き回ったため、整理委員会が警戒し、経営者層が残り株を引き受けることを認めた。その結果、最終的に株の配分は、従業員39名(16,950株)、地元縁故者20名(8,400株)、役員8名(34,650株)となった。また、それまで川島三郎三井鉦山(株)取締役会長が日本重鉛鉦業(株)の社長を兼任していたが、同氏は公職追放となり、47年11月、取締役社長に井本定祐前常務取締役が就任、常務取締役に渡辺武(中龍事業所長)、西牟田元三郎、取締役に蒔田五郎、神田四男、山田鉄三郎、相沢幸雄、監査役に谷口市松、という新役員陣が選出された⁵⁾。

三井鉦山(株)は、創立当初から出資会社として役員を派遣し、同社の神岡鉦業所より技術者を送り技術上の援助を行い、子会社となってからは、鉦区の買収費、起業費、旧経営者による銀行借入金の肩代わり、運転資金の融通など、さまざまな融資を行ってきた。しかしながら、46年以降は、同社からの出向職員は多くが転任し、融資は禁止され、同社の日本重鉛鉦業(株)に対する関係は、後者の売鉦先として製品代を支払うことが主で、場合によって資材担保仮受金などの形で資金を一時的に融通するだけの関係となった。後にみるような敗戦直後の非鉄金属業界の苦境の中で、旧親会社の助力を得られぬまま新役員陣は経営危機に対処することになったのである⁶⁾。

(2) 労働組合の組織化

親会社である三井鉦山(株)では、労働組合法が公布された1945年(昭和20)12月から翌46年2月にかけて、金属部門の各事業所において労働組合が結成されていた。当時は、会社の職制に連なる職員と被職制側の従業員とに被用者が身分的に分離されており、前者は全社一元的な管理の下に「給料」が支払われる存在、後者は各事業所で決められた「賃金」が支払われる存在であった。このとき結成された同社の労働組合のうち、富山県の神岡鉦業所には職員・従業員一本の組合ができたものの、他の事業所(申木野・三池・彦島・日比・目黒砥石)ではすべて職員と従業員と別個に組合が結成された。神岡以外の多くの事業所で職員組合と従業員組合が合同するのは、翌47年7月であった。なお、労働組合の結成とはさしあたり無関係であるが、兵役関係者や外地勤務引揚者の復員等により人員が過大となったため、三井鉦山(株)では46年2月には職員を対象とした人員整理を行った。男子職員については52歳以上を解雇し、女子職員については従業員に格下げ再採用を行った。日本重鉛鉦業(株)でも、戦時中に学校を卒業した者、および戦時中に職員に登用された者を中心に人員整理が行われた⁷⁾。

中龍鉦山労働組合が結成されたのはその後の46年6月である。この組合は、中龍と関係の深い三井鉦山(株)神岡鉦業所の影響もあってか、職員(64名)と従業員(606名)が一本化される形で組織され⁸⁾、10月15日に最初の労働協約が締結された。

全国的な産業別連合体の結成については、当初、炭鉦と金属鉦山とが統一して組織化を進める動きがあり、46年7月31日に日本鉦山労働組合(略称「日鉦」)が労働総同盟系の組織として結成され、

これに一部の金属鉱山労組も参加していた。しかし、政府が重点的な復興産業として支援する石炭と、厳しい経営を迫られた非鉄金属とは利害を異にしており、同年秋には金属鉱山だけの統一組織を結成する機運が高まっていった。翌47年1月に、中龍を含む全国51の組織が参加して日立鉱山において全国金属鉱山労働組合懇談会が開催され、2月20日に全日本金属鉱山労働組合連合会（略称「全鉱」）が、総同盟にも産別会議にも属さない中立系組合として発足する運びとなった。いっぽう、労働側から産業別交渉を行う上で経営側に一本化した組織を作るよう要請があったこともあり、全鉱結成前日の2月19日に鉱山経営者連盟（略称「経連」）が結成された。参加会社は25社で、日本亜鉛鉱業(株)もこれに加わっている。

全鉱は結成後、度重なる物価の改訂とインフレの昂進を背景に、生活賃金の獲得をめざして一斉ストライキをちらつかせつつ継続的に賃金闘争を進めた。とくに、単位組合においては、賃金闘争が焦点となっており、中龍鉱山においてもたびたび賃上げをめぐる争議が発生した。また中央レベルでの全鉱と経連との団体交渉では、全鉱側の中央闘争委員として各単位組合の代表が参加しており、中龍鉱山労組の代表も名を連ねていた。

この賃金闘争と並んで重要な取組みは、生産復興闘争であった。全鉱の提唱の下に、47年7月には全国金属鉱山復興会議が結成され、そこでは、「労働者は資本の弊害を是正しつつ生産意欲を昂揚し、経営者は企業の民主化を徹底しつつ経営能力を増進」することが謳われた。この鉱山復興会議は地方レベルや、企業、事業所レベルでも設置された⁹⁾。

このように、鉱山復興と経営状態の正常化は労使双方の利益に合致しており、その実現のために双方が誠意をもって協力することが全鉱および経連傘下の組合、会社の了解事項となっていた。そのため、47年10月に出された政府の「金属鉱業政策」による支援企業の選別化、さらに48年12月の「経済安定九原則」発表後のデフレ政策の強行を背景に、多くの企業で人員整理、企業整備を打ち出す方向性が強まっていったが、手続き上は生産復興、経営存続のために労使対等の経営協議を行う必要があった。後にみるように、中龍鉱山争議の中でも、経営協議会を通じて労働組合側の発言権が尊重され、それゆえに経営側も直ちには企業整備を強行できず対応に苦慮する事態が生じたのである。

2. 敗戦直後の中龍鉱山の経営

1930年代、とくに日中戦争以降、戦争目的への産業動員体制が確立される中で、重要物資である石炭および各種の金属鉱業は、政府による資金、資材、労働力に関わる強力な助成や価格補償制度などに支えられて急激な増産体制の下に置かれた。中龍鉱山でも、表1にみられるように、1938年度（昭和13）以降、処理鉱量、亜鉛および鉛の精鉱量、いずれも増産が続いた。しかし、国内の鉱山の多くがそうであるように、無理な乱掘が進み粗鉱の品位低下が顕著になる中で、43年度下期（10月～3月）から、とくに主力である亜鉛精鉱量が激減した。

敗戦後の非鉄金属鉱業は、石炭・鉄鋼・肥料といった重点的な復興産業から外された上に、食糧難、生産資材の欠乏に伴う諸物価の上昇により生産原価の高騰や操業の停滞が発生し、他方で国内の旧軍部や産業の手持ち在庫により鉱産物需要が圧迫され、非常な苦境に直面した。こうした事情を背景に、先に述べたように全鉱が生産復興をめざして経営側との協力を働きかけ、一定程度効率改善の取組み

表1 中龍鉱山の生産の推移（昭和11年度～24年度上期）

年度	処理鉱量(粗鉱量) (トン)	粗鉱品位(鉛) (%)	粗鉱品位(亜鉛) (%)	精鉱(鉛) (トン)	精鉱(亜鉛) (トン)	坑内 人員	総人員	
昭和11	41,041.00	2.20	9.50	917.00	4,797.00			
12	61,183.00	1.00	6.90	691.70	6,459.00			
13	122,497.00	0.70	5.70	1,155.00	10,345.00			
14	124,722.00	0.66	5.90	1,331.60	11,632.50			
15	131,338.00	0.72	5.50	1,233.00	11,110.50			
16	上期	75,997.00	0.56	4.70	637.00	5,740.00	417	884
	下期	67,615.00	0.53	4.70	490.60	5,332.00		
17	上期	71,522.00	0.52	4.20	490.60	5,160.00	367	799
	下期	69,433.00	0.57	4.10	601.60	4,589.00		
18	上期	76,071.00	0.70	3.90	763.70	4,910.70	406	850
	下期	56,250.00	0.61	3.20	564.50	2,662.00		
19	上期	26,615.00	0.31	2.80	199.00	1,152.00	585	1,130
	下期	30,225.00	1.13	4.40	535.00	2,223.00		
20	上期	42,627.00	0.85	3.80	569.00	2,759.50	466	1,109
	下期	19,888.00	0.74	3.90	242.60	1,309.00	324	869
21	上期	36,056.00	0.66	4.20	368.80	2,563.00	357	899
	下期	2,803.00	0.69	3.50	291.00	1,497.00		
22	上期	39,716.00	0.59	3.30	375.00	2,167.80	280	689
	下期	35,594.00	0.70	3.60	385.00	2,050.70		
23	上期	31,902.00	0.71	3.40	367.70	1,673.90	240	616
	下期	30,514.00	0.70	3.50	347.00	1,606.00		
24	上期	22,245.00	0.78	4.00	262.00	1,429.00	212	562

出所)「日本亜鉛鉱業中龍鉱山文書」により作成。年度の上期は4～9月、下期は10～3月。

が行われた。いっぽう46年3月の物価統制令に基づく安定帯価格の設定が銅、鉛、亜鉛、アルミの4品目に適用され、価格差補給金が支給されるようになり、また貯蔵精鉱を担保とした復興金融金庫の運転資金融資、産業復興公団による滞貨買上げなどの支援制度により、辛うじて操業を維持する状態であった。中龍鉱山の生産も何とか戦争末期の水準に迫るのがやっとであった(表1)。

次に示す資料は、中龍鉱山が置かれた状況を説明し、政府、関係機関等に再建支援を求めるために、日本亜鉛鉱業株の取締役兼調査部長の任にあった、相沢幸雄が48年2月に作成した「日本亜鉛鉱業株式会社経営現況説明並ニ再建要望書」である¹⁰⁾。控えとして残されたこの文書の表紙によると、文書は、福井軍政部、商工省本省の岩田課長、大阪商工局の田代生産係長、鉱山調査会の田村氏、および日本亜鉛鉱業株の本社と中龍事業所長あてに送付されたものようである。以下では前文と資料に付されている多くの数表は割愛して掲載する。

会社現況説明 並ニ再建要望書 概説

1. 日本亜鉛鉱業株式会社ハ現在ノ所内地鉛・亜鉛精鉱産出会社トシテ総生産量ノ約10%弱ヲ保有シ第3位ノ等級ニアル。然シ唯一ノ鉱業所デアル中龍鉱山ノ可採総鉱量約400万噸ノ平均品位ハ鉛1%亜鉛4.5%、出鉱品位鉛・亜鉛合計約5%ノ鉱山デアツテ、内地ノ鉛・亜鉛鉱山トシテハ鉱量ニ於テ大ナルモノノ部ニ入ルガ、品位ノ点ニツイテハ一般ニ低品位鉱山ニ属スル。(第五表中龍鉱山ノ鉛・亜鉛鉱山トシテノ等級参照)
2. 当社ノ業績ハ生産費ノ面カラ見テ戦時中カラ赤字デアルニモ係ラズ現在ニ至ル迄経営ガ存続シ得タコトハ、鉱山ノ地理的位置トシテ冬季間ハ製品ヲ貯蔵スルノ余儀ナキ為ニインフレーションニヨリ地金価格ノ騰貴ニヨリ

手持製品ノ評価差益ニヨツテ辛ジテ取支面ヲ償ヒ得タニスギナイ。コノ反面、半年ニ近イ投資額ノ凍結ニヨル借入金利子ノ増大ニヨツテソノ利点ハ殆ンド相殺サレテキル状態デアル。(第三表精鉛純当原価損益ヨリ見タル事業収支趨勢参照)

3. 当社ノ生産取支ガ多年ニ亘ツテ赤字デアル原因ハ

- (イ) 相等規模ノ鉱山ナルニモ拘ラズ単一事業所ナル為自社製錬所ヲ有セズ、半製品ヲ売出スコトニヨツテ含有金属分ノ採取ニ於テ多分ニ製錬所側ニ有利ニ価格ヲ仕切ラレテキルコトニヨル。例ヘバ日本ノ金属製錬所ハ殆ンド過去ニ於テ財閥ニ独占サレ且ツ良質ノ外国輸入鉱ヲ処理スル為、国内鉱ノ開発ニ熱意ナク製錬所ニ鉱石ガ到着スル迄ノ一切ノ負担ト処理工程ノ誤差危険率ノ責任ハ鉱山側ニ課セラレテキル。
- (ロ) 当山ノ鉱床賦存状態ハ高温接触交代鉱床デアツテ、直リ (Bonanza) 即チ有価値鉱石ノ集合的存在箇所以外ハ無価値ナ運鉱岩石等デアル為、大量採掘ニ當ツテ平均ノ品位ヲ高く保ツコトハ頗ル困難デアルニ係ラズ (例ヘバ30%以上ノ選別ヲ要スルガ如キ)、戦争ノ要請ニヨツテ急戦ニ当初ノ150\$日産処理規模カラ450\$ニ拡大サレタ為、鉱床ノ自然的制約状態ニ無理ナ技術ノ処理ヲ敢行シタ結果、第一表生産趨勢一覧表ニ見ラルル如ク急戦ニ出鉱品位ガ低下シタノデアル。
- (ハ) 此レニヨツテ必然的ニ稼行生産費ガ直接ニ増加スルト共ニ又稼行人員ノ増大ニ比例スル間接費ガ急増シ、稀薄ニナツタ含有金属量ニヨツテ拡大サレタ生産費総額ヲ負担シナケレバナラナクナツタ。コレガ昭和16年(1941)カラ殆ンド恒常的ニ現ハレタ原価上ノ赤字ノ原因デアル。
- (ニ) 政府ガコレニ対シテ採ツタ方法ハ、一虵デモ多ク純金属量ヲ欲スルガ為ニ赤字補償トシテ原価別価格ヲ設定シ、事業ノ存続ト救済ヲ計ツタ結果ガ表ニ見ル如ク17年度ト19年度ノ損失額ノ減少ニ現ハレテキルガ、常ニカカル人為的施策ハ生産費ノ騰貴ガ現レテカラ採用サレル為ニソノ期間ノズレニヨツテ損失ヲ続ケルコトヲ余儀ナクセラレテキル。

4. 然シテ敗戦後ノインフレーションニヨル爆発的ニ生産費ノ急騰ハ一挙ニ20年下季ニ於テ上季ノ5倍強、21年下季ニ於テ更ニソノ2倍、現在ニ於テハ20年上季ニ比ベテ鉛精鉱ニ於テ22倍、亜鉛精鉱ニ於テ13倍トナツテキルニモ拘ラズ、地金ノ公価ハ鉛ニ於テ4.8倍、亜鉛3.6倍ニ止リソノ為ニ表ニ見ラルル如キ莫大ナ損失ヲ生ジタ。ソノ状況ハ第六表「生産者地金価格ノ趨勢カラ見タ当社売鉱価格」ヲ参照サレタイ。

5. 企業トシテカ、ル状態ノマ、事業ヲ継続スルコトハ全ク不合理デアルカラ、当然当鉱業所ハ22年度初頭ニ於テ閉鎖スベキデアツタガ、全年7月ニ於ケル新物価体系ニヨリアル程度ノ国家的保護政策ガ加ヘラレルカモ知レストイフ希望ト、鉛増産並ニ亜鉛精鉱中ニ含有サレテキル30%以上ノ硫黄分(即チ換言スレバ硫化亜鉛鉱トシテノ食糧政策上ノ観点)カラ事業ヲ継続スルヨウニト国家ノ要請ト、此ノ産業ノ社会的重要サヲ自覚スル従業員ノ熱意トニヨツテ、鉛精鉱約570\$、亜鉛精鉱約2,000\$ノ冬期貯蔵製品ヲ担保トシテ復興金庫ニヨル運転資金借付ヲ以テ不足資金ヲ補填シ、コノ一ケ年ノ苦境ヲ突破シテ来タノデアルガ、本年ノ越冬ニ臨ンデ約800万円ノ物資買付資金ニ行キズマリ、殆ンド休山ノ危機ニ直面シタ。

幸ヒ当社ハ此レ迄頗ル仕入業者ニ対シテ信用ノ篤イ会社デアツタ為ニ殆ンド半金以下ノ手付金ヲ以テ略融雪期迄ノ操業ニ差支ナイ物資ヲ購入スルコトガ出来タガ、2月末現在ニ於テモ尚約650万円ノ仕入品代未払金ヲ残シタマ、第七表越冬資金繰表ニ見ラルル如ク、コノ未払金ハ融雪後トイヘドモコノマ、ノ収入見込デハ全ク支払ノ予定ガ立たナイ。然モ復興金庫ノ貸付担保トシテノ貯鉱ハ略ソノ限度ニ達シ遂ニ損失保償ノ見込立たズ事業閉鎖ノ一歩前ニ立到ツタ。

6. 此処ニ到ツテ当社ノトルベキ道ハ経済原則上事業閉鎖ハ明白デアルガ、果シテ敗戦下ノ今日徒ラニ事業ヲ閉鎖スルコトガ社会的見地カラ至当デアロウカ。果シテ突破スル路ハスベテ鎖サレテキルノデアロウカ? 鉱山ノ閉鎖ハ工場ノ閉鎖ト異ツテ市況好転ノ場合再開ガ著シク困難デアツテ、坑内外設備(一般住宅ヲモ含メテ)ノ徹底ナ荒廃ヲモタラスデアロウ。マシテ当鉱山ノ如ク相当量ノ確定鉱量ヲ有シナガラ空シク荒廃ニユダネルニ到ツテハ、再開時ノ設備投資ト旧抗取明ケノ経費ハ鉱利ノ大部分ヲ失フコトニヨリ、恐ラク特殊ノ要請ニヨル保護ナキ限り事業ノ再開ハ困難デアロウ。且現在約350戸ニ上ル社宅生活者が一時ソノ住居ヲ失フニ到ツテハ、鉱山特有ノ大キナ社会的問題ヲ含ンデキル。ソウシテ貧弱ナ日本ノ鉛・亜鉛生産界カラソノ約10%ヲ失フコトハ、戦後再建ノ道ニ沿フコトデアロウカ。更ニ一ケ年約60,000\$ノ亜鉛粗鉱カラ抽出生産サレル1,680\$

(ZnS 精鉛ヲ2,100\$トシSヲ30%トシテ)ノ硫酸肥料ヲ空シクスルコトハ。

7. 目下当鉛山ノ出鉛品位ハ鉛0.7%、亜鉛3.5%、合セテ4.2%以上ニ中々上ラセルコトガ不可能デアアル。コレハ自然の制約ト前述ノ戦時要請上処理鉛量ノ拡大ニヨツテ品位ガ稀薄化サレタガ為ニ外ナラナイ。凡ソ金属鉛山ノ事業継続ノ生命ハ不断ノ新鉛体ノ発見ニ、即チ探鉛事業ニ存スルノデアツテ、ソノ原則トシテハ事業費ノ約1/3ヲ費スベシトナツテキル。然ルニ他ノ例ニ洩レズ当山モ又コノ点ニ於テ致命的ナ戦争ノ影響ヲ受ケ、過去ニ於テ事業稼行ノ中心デアツタ既知ノ鉛床ヲ略採取シ尽シ、現在ハソノ残存ノ整理物ヲ処理シテキルニスギナイ。第9表可採埋蔵鉛量表ノ内、下半部ノ新4鉛床ハソノ品位ノ高キコトヲ約束シテキル。此レニ対シテ当社ハコノ苦境ヲ脱却スル為メニ、昭和17年度(1942)ニ計画シテ果サレナカッタ探鉛方針ニ従ツテ、昨年度ノ資金不足ノ中カラ既ニ約200万円ヲ費シテ新探鉛ノ第一タル中山鉛床下部探鉛ニ着手シ、現在既ニ水準坑道以下40米ノ起点ニ立チ、相当高品位(5.5%平均)ノ出鉛ヲ本年初頭カラ見ル所迄漕ギツケタ。コレハ現在迄当山ノ出鉛量ト品位ノ中心デアツタ中山鉛床ノ下部一帯ヲ目標トスルモノデ、上部ノ状況カラ判断シテ正ニ第二ノ Boom ヲ予約シヨウトスル鉛床デアアルコトカラ、従業者トシテハイハ有望ナ前途ヲ望ミ乍ラ、ココニ於テ挫折スルニシノビナイノモ蓋シ当然デアアル。コノ開発事業ニ対シテ昨年既ニ約800万円ノ最低必要資金額ノ借入ヲ国庫ニ要請シテキルノデアアルガ、現在業務情態ノ悪化ノ為メ返済ノ見込立タズ、コレニヨツテ政府ハ貸出ヲ躊躇シテキル。然シ産業ノ自主的ナ復興ニトツテ必要不可欠ノモノデアアルナラバ、我々トシテハコノ方針ヲ持続セザルヲ得ナイ。

然シテ更ニ当社ハ当山ノ特異ナ自然の状況ニ不均衡デアツタ過去ノ拡大処理量ヲ縮小シ、ソレニヨリ出鉛ノ品位ヲ上ルコトニヨツテ含有金属量ニ大ナル影響ヲ与ヘルコトナシニ鉛利ヲ獲得シ、事業ノ自主的ナ再建ヲ計画シテ、第10表以下ノ再建計画予算ヲココニ樹テタ。即チ現在一日処理270~300\$デ品位4.2%ノ出鉛量ヲ、日産200\$処理品位5.2%トシ、資材ノ有効ナ使用ト労力ノ能率ヲ上げ、当山ニフサハシイ合理化経営ノ道ヲ探究シタノデアアル。コノ平均出鉛品位ハ上述ノ探鉛結果ニヨリ、昭和13年(1938)頃ノ品位ニ迄上昇セシメルコトガ必ズシモ不可能トハ考ヘラレナイ。

8. 此ノ再建計画ヲ現状ノ実績ト比較スルト、下ノ如クデアアル。

(イ) 金属量ノ比較(一ヶ月)

	(現状)	(200\$/daily)	現状ニ対スル比率
処理鉛量(270\$/daily)	6,750\$	5,000\$	64.%
品位及採取金属量			
鉛	(0.56%) 29.8	(0.7%) 28.	94. } aver.
亜鉛	(3.4) 179.8	(4.5) 174.5	97. } 96%
生産精鉛量			
鉛	57.4/M	50.9/M	89. } 96%
亜鉛	363.0/M	354.6/M	97. }

(ロ) 所要人員ノ比較

坑内人員	240人	206人	86
坑外々	460	284	62
計	700	490	65

(ハ) 精鉛産当仕上原価ノ比較(配当利潤、準備積立金ヲ含マナイ)

(物品代ヲ全テ7月体系トシテ)

鉛精鉛	@ ¥18,000.-	@ ¥15,670.-	87
亜鉛精鉛	@ 8,200.-	@ 7,030.-	86

(当分ノ間単一事業所ナル為間接費ノ負担ハ大トナリ直接費トノ比較ハ現状

62:38ニ対シテ58:42トイフ比率ニナル為、急戦ナ原価ノ引下ハ困難デアアル)

(ニ) 生産費総額ノ比較 ¥4,030千円 ¥3,222千円 80%

此レニヨレバ略現在ノ生産能力ヲ低下セシメズシテ経費ヲ合理化シ、金融操作ノ負担ヲ軽減スルコトガ可能デアルトノ見透シガツイタ。

9. 然ルニ茲ニ最大ノ問題ガ横ツテキルコトハ、昨年7月ノ新価値体系ニヨリ生産資材ノ急騰トインフレーション

ンニ伴フ賃金給与ノ貨幣的増大ニヨツテ、如何ニ合理的ナ経営ヲトツテモコレ以上原価ヲ下ゲルコトガ不可能ナコトデアル。ソウシテ此ノ原価ハ当社ノ生産品ノ最終仕上価格ニ相異ナイノデアルケレドモ、当社ノ如キ半製品ニハ他ノ製品ノ如キ公定価格ガ存在シテキナイ為ニ、スベテ原価主義ヲ以テ構成サレテキル現価格体系ノ中ニアツテ、自由取引ニ放棄サレテキル商品デアルコトガ最大ノ問題ナノデアル。

其レガ為ニ製錬業者ノ一方的ナ商取引対象トナツテ何等自主的ナ企業活動ヲ行フコトガ出来ナイ状態ニ置カレテキル。

10. 大体ニ於テ日本ノ非鉄金属業界ハ、最モ独占度ハ高度ノモノデアルガ、殊ニ技術ト資本ヲ高度ニ要求スル亜鉛製錬ハ、ソノ中デモ特ニ程度ノ高イモノデアツテ、略ソノ60%ガ現在ニ於テモ三井鉱山株式会社ノ手中ニ置カレテキル。而シテ三井、三菱ノ二大財閥ハ21年度ニ於テソノ半製品ノ70%ニ上ル生産額ヲ有スル神岡、細倉ノ二大亜鉛鉱山ヲ所有シテ自家製錬ヲ行ツテキル關係上、他ノ亜鉛鉱石生産業者ハ概ネコノ2社ニ売鉱シテキル為ニ公定価格ノ存在シナイコノ商品ハ、統制經濟組織ノ下ニモ拘ラズ、恣マ、ナ自由取引価格ニ委ネラレテキル。現在此レ等ノ製錬業者ハ、製錬地金ノ公価ガ原価ヲ割ルトイフ理由カラ殆ド亜鉛製造ヲ中止シ、鉱石業者カラノ売鉱ヲ拒絶シテキルノデアルカラ、鉛・亜鉛精鉱ノミデ成立シテキル各社（ソノ数ハ鉛・亜鉛ガ主トシテ他ノ鉱床デハ銅ノ副産物デアル關係上非常ニ少数デアル）ハ、当社ガ現在コノ破局ニ直面スル以前ニ既ニ潰滅シテシマツタ。秩父鉱山（ソノ亜鉛品位ハ10%、当所ノ2倍以上デアル）、対州鉱山等ハソノ实例デアル。故ニ現在亜鉛精鉱売鉱業者トシテ僅ニ余喘ヲ保ツモノハ、ソノ可採埋蔵鉱量ガ神岡鉱山ニ匹敵シ、然モ開発10余年ノ若サヲ持ツ当社以外ニハ既ニ残存シナクナツテシマツタ。日本ノ金属鉱山ガカウシテーツツ潰滅シテ行ク過程ハ概ネ此ノ様ナ事実カラ生ジタノデアル。
11. 産業ハ生キテキルモノデアルカラ、鉛ヲ増産セヨトカ硫化亜鉛ヲ増産セヨトカ命ジテラ、僅カ2、30人ノ従業員ヲ以テ40軒モノ山奥カラトラックデー日ニ何處カノ悪質ナ石炭ヲ生産シテキル炭山以下ノ取扱ヒヲ受ケ、ソノ従業者ノ生活ハ破壊サレ企業トシテノ生命スラ奪ハレテキルスル金属業界ノ実情ニ、我々ハ滑稽ニ近イ矛盾ヲ感ジル。成程金属労働者7万トイヘバ、40万ノ炭坑労働者ニ比ベテモ、又日本ノ工業人口カラ言ヘバ尚更問題トスルニ足ラヌ数字デアロウ。然シ近代工業カラ觀テ非鉄金属ヲ麻痺情態ニ放置スルコトハ、文化日本ノ旗印トドウイフ一致点ヲ見出スノデアロウカ。
12. 此ウ言ツタコトニ微々タル当社トシテ何ヲ言ハンヤトイフ人モアロウ。然シ当社ハ此ノ日本ノ地下資源ニ少ク共現在迄ニ100万噸以上ノ鉛・亜鉛粗鉱ヲ採掘処理シ、尚400万噸以上ノ可採鉱量ヲ明カニ有スルコノ鉱山ヲ、日本ノ産業再建ノタメニ維持經營シテ行キタイト願フハ無理カラヌコトト信ズル。然シテソノ合理的經營ノタメニ原価主義ニヨル個別価格又ハプール價格制ヲ速カニ採用サレ、經營ニ確實ナ經濟的目標ヲ得タイト望ムノミデアル。—以上—

要約すると、次のような内容である。（ ）内は、「概説」の項目番号等である。

中龍鉱山は、現在の国内にある鉛・亜鉛精鉱総生産量の約10%を占めるが、出鉱品位は低い（1）。戦時中から赤字が続いており、その原因は、同鉱山が製錬所を持たないため製錬所に不当に安く買いたたかれていること（3（イ））、低品位鉱山にもかかわらず戦時中の無理な増産によりさらに出鉱品位が低下したこと（3（ロ））、敗戦後の急激なインフレにより原価が高騰したのに対して地金の公定価格の上昇が相対的に小さく、前者が後者を上回ったこと（4）、にある。

したがって、本来であれば同鉱山は22年度初頭には閉鎖すべきものであった。しかし石炭と比べれば僅かではあるものの、亜鉛業界に対する政府の保護政策が実施され、復興金融金庫による貸付も可能となり、さらに従業員の熱意によって何とか22年の冬を越せた。とはいえ、目前に資金繰りの目途が立たない状況となっている（5）。

だが、敗戦後の現在において、社会的見地からみて中龍鉱山を閉鎖させてしまうのは果たして適当であろうか。中龍は相当量の鉱量を有しているし新鉱床も発見されており、それを閉鎖させてしまう

と再開の際に巨額の投資を要することになる。多くの失業者を生み出すことにもなるし、増産が急務となっている硫酸肥料の生産にもマイナスである（6、7）。これまで無理に拡大してきた処理鉍量を縮小することで、出鉍品位を高めるとともに資材や労働力の効率的利用を進め、鉍山経営を存続させることは十分に可能である（8）。

とはいえ、三井、三菱の財閥がそれぞれ神岡、細倉の二大亜鉛鉍山を所有し、さらに自家製錬を行っている高度な独占状態の下で、精錬所に精鉍を供給することのみで成立している中龍のような会社¹¹⁾は、鉍山の製造原価を確保するような価格で精鉍を売却することが不可能である。中龍が経営の合理化に取り組むためには、政府及び関係者にこうした価格構造を変えるような政策的・制度的措置の実施をお願いしたい（9～12）。

3. 中龍鉍山争議の始まり

(1) 争議の推移の概要

1949年（昭和24）の中龍鉍山休山に帰結する労働争議は、前年11月30日に会社側が組合に対して115名の人員整理案を示し、組合の協力を求めたことから始まった。以下の資料は、休山決定後、補償交渉の斡旋を通商産業省および労働省に求める際に会社側が提出した、「中龍整備問題に就いて」と題された、争議の経緯を説明するための文書である¹²⁾。まず、全体の推移がわかるこの文書を予め示しておいた上で、顛末の詳細について資料に基づき明らかにしたい。

中龍整備問題に就いて

昭和廿四年九月廿一日

- 一. 昭和廿三年三月労使間で妥結した総額三五〇万円の越冬資金支給、更に全年七月下旬妥結を見たる生産スライド制による新賃金支給等相次ぐ組合側要求は会社側の経理状況悪化に拍車を掛けたが、戦後の物価騰貴に悩んだ従業員の生活確保のために止むを得なかった。
 - 一方鉛、亜鉛業界の諸情勢の悪化（需給関係不活発と価格政策低調）及び国内最低品位の粗鉍を取扱ふ中龍自体の隘路は所期の如き業務成績を挙げるに至らなかった。
 - 加ふるに同年六月、七月の福井地方震災、水害の相継ぐ被害は生産品輸送を阻み為に資金繰は最悪の状況に立到った。
- 二. 偶々昭和廿三年十一月以来、中龍鉍山救済のため当時としては異例の亜鉛精鉍輸出の話あり全年十二月四、〇〇〇匁の輸出許可があり漸く愁眉を開いたが企業の合理化を早急に立案実行し以て将来の堅実性を確保するの必要を認め十一月中旬社長来山の上至急合理化案の作製検討を行った。当時の結論は生産計画一日取扱粗鉍量二一〇匁、粗鉍品位鉛〇・七％、亜鉛三・九％、余剰人員約一五〇名（内女子約三五名）。
- 三. 右整備案は全年十一月三十日社長及所長は組合三役を招致し大体の構想を詳細口答にて説明協力方を要請した。更に十二月十八日第一回経営協議会を開催し正式書類にて提示説明した。
 - 然るに組合側は事の重大なるに驚き十二月二十日総会にて改選を決議し、全月廿八日を以て改選を終了したが幹部組合役員の大部分は従来会社側に非協力の尖鋭分子であった。
 - 彼等の一部は昭和廿四年二月頃正式に共産党員の登録をなし爾来公然と政党员としての活動を機会ある毎に行った様である。
- 四. 斯くの如き山元の情勢下にて昭和廿三年は何等の具体的結論をも得られず昭和廿四年を迎へた。当時組合側は経営者との私的交際厳禁或は安全運動（元は全鉍連の指令に基くものなるもその後も引続き続行した）等の闘争作戦を以て会社側に対処し整備案の検討を遷延し労資離反する結果を来したのは遺憾である。
 - 右作戦を激化せしめたのは前年十二月廿一日付尾崎三郎（組合側書記長に当選した）解雇言渡しに絡んで

経営協議会委員としての資格問題のため一月七日及十五日の二回に亘り流会した等にもよる。

- 五. 昭和廿四年一月廿九日尾崎書記長の資格問題に付ては地労委の斡旋もあり社長より口答にて解雇を取消したので漸く整備問題の交渉が軌道に乗り二月十日双方にて覚書を交換し問題の早期解決を計らんとした。

覚書に基き採鉱部門、選鉱部門、経理部門の各小委員会の結論は組合側委員の遷延工作により漸く五月廿一日終了を見た。その間組合側は全鉱連技術団なるものを中心とし別に組合案なるものを作製し労資双方専門委員の確認せる答申案を棚上げせんとする作戦に出た。

又会社側は昨年以来の業界の推移並業務成績の経緯を考慮し経費節減の方法を慎重検討し昨年提示せる当社案を参考として新たな会社側再建案を作製し組合側の意図を破砕するの挙に出た。

- 六. 組合側の出方に疑問を持ってゐた一部従業員の声は高まり遂に五月六日、十一日に再度組合役員総改選が行われた。此の結果僅少の差であったが執行部役員は概ね会社側に協調的な従業員の顔触れとなったが、決議機関たる常任委員会は左傾従業員の領導する形勢となった。

更に組合側の尖鋭化を助長したのは全鉱連指導者と称する畠山氏の指導方針が最終目標を組合員による生産管理に置いてゐる様で事毎に労資離間を策した。

- 七. 六月に入って愈々整理強行の腹を決めたが組合側は依然として整理絶対反対を呼び、然も遷延策に出るので六月十三日の経営協議会の席上所長より組合側の諸計画に同意する訳には参らぬと明言。二十三日に至り会社側は所長より（山元両部長、山元総務課長列席）組合側執行委員長並前記畠山氏を招致し時日の遷延を許さないため整理断行する旨申入れた。全日十九時書留速達便を以て解雇者百十五名の各人宛に解雇辞令を通知した。

- 八. 解雇通告に驚駭せる組合側は第三者斡旋を希望せる旨申出でたるも会社側は之を拒否した。六月三十日組合側は総会の決議を以て解雇者の職場立入りを強行する模様であったので、愈々立入禁止の仮処分申請の必要を考慮し準備を続けつつあった処七月五日に至り労組側は解雇者に対する地位保全の仮処分の申請を福井地裁に提訴之に対抗するため翌日会社側は反対仮処分の申請を行ひ爾來数回に亘り福井地裁の取調べとなり、労働協約と経理状況を廻って労資双方論議の結果漸く八月十三日に至り組合側の申請却下となり爾後の整理を容易ならしめた。

- 九. 第一次解雇に前後し業界の模様愈々悪化し日本重鉛社独力による中龍鉱山経営続行の見透し少なくなったので七月初旬社長来山し緊急役員会の招集となった。

七月三日、四日の両日慎重討議した結果最悪の場合は閉山も止むなしとの結論を得たので急遽関係方面に折衝の要を認め社長以下本社役員帰京、更に所長上京の上、三井鉱山、復金等に援助方折衝を開始したが閉山止むなしとの結論となった。

- 一〇. 一方山元にては極秘裡に休山態勢の確立に奔走し八月八日以降業務整理のため臨時休業に入った。之と前後して組合側の反対勢力（旧職員中心）は組合分裂を協議、八月十日夜荒島寮（元職員合宿）前にて組合側尖鋭分子は脱退者を長時間に亘り難詰した。之れは報道関係を賑はしたつるし上げ事件である。

偶々当時孟蘭盆を控へて六月以降の工賃未払と解雇通告とが山元の雰囲気度を極度に悪化せしめ尖鋭分子は挿入時とばかりに従業員並その家族を指嗾し八月十日前後には山元両部長は「工賃支払へ」との要求を数回に亘り受けるに至った。

斯る險悪なる状況下にて八月十六日司直の大活動となり同日前記つるし上げ事件の主謀者四名の検挙となり九月十五日第一回公判が福井地裁法廷で開かれた。

- 一一. 組合側は分裂のため統制混乱したるかの如き情勢下で全鉱連指導下の組合側は飽迄も問題の解決を東京にて計らんとしたが諸般の情勢を考慮の上社長は八月二十五日来山、翌二十六日組合側幹部を招致し、八月二十七日より休山に入る旨宣し従って全員解雇し東京本社の指令下の整理委員三氏を充て爾後の善後策を講ずる旨申渡した。

- 一二. 予想外の事態に直面した労組側は既に休山の姿は現実の問題として確実に進行中であるため止むを得ずとして組合員の生活擁護を申入れたが策謀者尖鋭分子を含む組合の性格と会社側債権債務の状況とを勘案し一応法定賃金、手当のみを支給し退職手当は支給出来ざる旨回答した。

- 一三. 組合側は九月七日全山大会を開催、整備問題解決の一切の権限を与へたる中央交渉委員六名を選び九月十三日日本社に來り退職手当を含む諸要求に就き団体交渉を申入れたので会社側は山元の整理も着々進行中なるを考慮し九月二十日所長上京し愈々本格的交渉折衝に入る予定である。
- 一四. 組合側は今次全員解雇は労働協約違反なりとの見解にて九月十日地位保全の仮処分を福井地裁に提訴し九月十五日付申請通り仮処分を認められるに到った。之のため、法定賃金支払の義務も一応生ずる結果となり労組との解決も睫眉を要するが今の処は和戦兩様の構である。
- 一五. 要之中龍休山整理問題も愈々終盤戦になり多額の未払金の後始末、負債の処置、生産品の処分並遊休資材及一部不用設備の売却等と全時に労組要求に対する対策等多事多端であるが最大の努力を払ってゐる。

以上経過に就て梗概を申し上げたが中龍鉦山休山を必要とする理由は主として次の諸点であります。

- 一. 終戦後の価格政策において不利な立場に置かれ赤字経営を余儀なくした為の運転資金の枯渇
- 二. 戦時中の乱掘による鉦山の荒廢及数度の災害による設備の損耗
- 三. 国内稼行同種鉦山に比し鉦石自体の低品位
- 四. 立地条件の不利と不備による資金操作面の隘路
- 五. 経済情勢の変化による資金調達難
- 六. 鉦石販売の不円滑

殊に緊迫せる資金調達難は遺憾ながら事業継続不可能なりとの結論に到達した。又従業者の一部に非協力尖鋭分子が居たことも間接的には経営悪化に拍車を掛けたと考へうる。前述の如き諸情勢により昭和九年五月二十六日日本重鉛鉦業株式会社創立以来事業継続せる中龍鉦山の操業も爾来十五年余にて遂に休山と云ふ最悪事態を招来したことは誠に遺憾千万の極みであるが生産の公器として尚温存保全に努め一陽来福の時期の一日も速やかなることを祈るものであり、大方のご協力御援助を願ふものであります。

以上

(2) 組合側の再建案

まず、争議の発端は既述の通り、11月末に組合役員へ会社側による115名の人員整理案を内示したことにある。これは、上の資料の二にあるように、1日取扱粗鉦量を210トンに縮小することを前提に、従業員数を削減する計画であったが、先に示した昭和23年1月の「現況白書」にある1日200トンとする合理化計画とほぼ同規模の計画であり、そこで算定した490名の必要人員数まで人員を減らすことが、このときの人員整理の目標であったと思われる。また、政府は非鉄金属業界への保護措置を継続する一方で、支援企業の選別化も進めており、政府が中龍鉦山経営救済のために重鉛精鉦の輸出を許可した裏では、合理化計画の断行が事実上条件となっていたことが予想される。

先にみたように、鉦山復興と経営の正常化のためには、労使が相互に協力し合うための協議の場を持つことが全鉦および経連傘下の労組、経営の了解事項であったから、12月18日の経営協議会にこの整理案が正式に提出され、労使で検討することとなった。しかし、組合側はこれに対して組合役員の変更により反対の態度を明確にした。その際、解雇言い渡しの対象者が組合書記長に選出されたことによりその経営協議会への参加資格をめぐって紛糾し、2月10日によく労使双方の専門委員により経営再建案の検討を行う旨の覚書が取り交わされた。これにより採鉦、選鉦、經理の各部門の小委員会で作成する手順となったが、組合側では、全鉦が派遣する技術員の下で組合独自の再建案を提示するため調査を開始した。

先の資料の五によれば、3つの小委員会による作業は5月21日に終了したとあるが、その答申内容

については資料が残っていない。4月25日付で組合側の調査報告書は提出されたが、これに対して会社側は、5月24日に開催された経営協議会で、「C案」と呼ばれる「専門委員会及び会社で作成した予算案」¹³⁾を説明し、組合側に最終回答を求めた。

その後の展開については次章でみることにして、ここでは少し足を止めて4月25日付の組合側の調査報告書の一部を紹介しよう。「中龍鉱山調査報告書」¹⁴⁾と題されたこの報告書は、まず以下の緒言から始まる。

緒言

3月12日別子に開かれた全鉱海北地連大会に於て中龍鉱山企業整備問題が採り上げられ海北地連はその対策として調査団を派遣することに決定せり

第一次調査団は2月21日より同23日までに中龍鉱山の一般調査を行へり

(地連本部発行、中龍鉱山調査報告並に参考資料参照)

本第二次調査団は4月16日より25日までの間に採鉱技術方面より見た調査を行ひ以下に述べる如き結論を得た

調査員 東海北陸地連 神岡鉱山労組 畠山大五郎、大倉長喜

調査補助員 〃 中龍鉱山労組 猿谷廣太郎、京藤富太郎

続いて、調査方針および採鉱部門の現況が述べられた後、「3. 坑内四坑総合操業再建案」が示され、さらに「結論」が三点にわたって述べられる。

3. 坑内四坑総合操業再建案

(A) 下記の諸理由から四坑は密接な関連を持たせつゝ操業すべきであると考えらる。

- ①開発進行現況が不均衡であること。新中山は勿論新しく開発されたものであるが、他の三坑に於て甚だしい而かも現在の責任鉱量は人形45屯、中山135屯、仙翁40屯であり、特に人形、次に仙翁は係員すら今後の見通しを考える意力を失ってゐる様に思はれる。
- ②粗鉱品位保持乃至向上のため四坑を一括した合理的な搬出掘場組み合わせ。
- ③空車(ハコ)廻りの不円滑であること。「ハコ」廻りは各坑の出鉱能力と②に依て結論された責任鉱量に依つて決定されるべきで「ハコ」廻りが各坑の出鉱を決定してはならない。不円滑の原因は実に①②③を知り乍らも総て意力を失つた結果と見られる。
- ④人形150m~200間未開坑地区と新中山開発を急速に確立させるため。鉱山には盛衰があると同様一鉱山に於ても地区別の興亡はある。

然も一鉱山内の地区興亡が無意識放任の結果でないとするならば、一鉱山内の地区興亡が採鉱屋の妙味の基盤になるものではあるまいか。即ち一の坑をrunningにし、一の坑を開坑に向かわせ円満合理的な総合操業を進めるなら、働く者も働かせる者も自然のうちに生産意欲が高まるであらう。

以上の理由の外に多々あるが、要するに従業員の力が立案指導者の弱い(決心がついて居らないし、採鉱学的実施技術に乏しい)プランに打ち勝ち、坑内地区人員配置転換を妨げ、係員は「明日の計画」にヴェールを被されその日暮的作業指導をなし、従業員には無力者と笑はれ統率力を失い、係員、補助者には毎日の仕事に出る意力を失って悶々としている様もある現況は、一に課長、部長、所長等の計画性、統率力の再現による生産意欲への飛躍に依つてのみ打破され得る。

(B) 再建案立案骨子

再建案は次の諸点から出発した。

- ①開坑、採掘、搬出の平衡が極端に破れ「行き詰まり」の現段階にあることを率直に認める。
- ②上/24は労働者から見て最重要の期であることを確認し、今期は労働強化も敢てする決意を持つこと。こゝでいふ労働強化とは一日當作業工程の上昇と残業敢行をいふ。勿論今期若し労働強化によって工程が上ることがあれば、これが今後の賃金計算上の標準工程基礎にさせない様な闘争は果敢に続行すべきである。

③再建案は②によって得られるであらう「プラス」は計上せず、全て実績工程によった上、更に新採鉱法に含まれる個々の作業工程については中龍作業工程に更に約10%の安全率を見た。即ち純採鉱学的立場からの改良による採鉱コストの引き下げが可能であるかどうかを検討したものである。然も調査員としてはこれこそ真の生産闘争であり、同一条件の下における工程上昇、残業等が生産闘争ではないといふ信念を持つものである。

④生産闘争とは合理化である。坑内操業に於ては下記のことが挙げられる。

①手積を漏斗抜にする方法の立案実施。

②重い機械よりも軽い機械を使用する採掘法に切換える。

③重力に反抗する手積を余儀なくされ又自由面最少を余儀なくされた「ドベラ返し採掘」の回数を一度でも一箇所でも少くする方法の立案実施。

④採鉱法別の特定採鉱学的「施行注意」厳守による稼行速度上昇。

(勿論ドベラ返しは地質学上の見地から完全に合理的な採掘面積の決定に腐心すること)

例へば「シュリンケージ」は

必要数の漏斗切上→ドベラ返し→摺鉢→天然落し開始
人道切上(上部迄必ず)

「下向堀」は

切上(上部まで)→中段→人道斜坑→ドベラ返し→下向開始

⑤搬出堀場組合せ法による総合工程(全工程)の結果的上昇。

(C) 採鉱計画再建案(別冊)

(D) 中龍坑内の行き詰りは何か? それを打開する道は何か?

今こゝに毎月1,000万円宛誰かゝ中龍に現金投票をしたゞけでこの中龍企業整備が片付くであらうか。この点に働く人々が気付けて頂きたい。勿論上層部の説明啓蒙が抽象論である故もある。中龍坑内の行き詰りは「堀場作り」が後れたからである。これは権力統率以外に知らない技術指導者の「技術放任主義」に責任の大半は帰せられるであらう。

中龍坑内の現況で坑内人員を首切るなら、第一に採掘しか知らない(切上掘進を知らない)穿岩夫と破碎夫であらう。次に手積を嫌がる人と手積しか出来ない人であらう。即ち能率の上る従順な人に品位が良くて能率の悪い所と漏斗抜き(工程の良い所)を定量(坑内総出鉱)だけやって貰ふ為である(定量とは丁度採算が取れるだけといふこと)。

反対に最も必要とされる人は誰か? 切上夫、ライナー手(掘進の出来る)及支柱、鑿替、土砂取りであらう。これで大体坑内の行詰りの本体は譚るであろう。

即ち埋蔵鉱量があるがそこまで坑道が延びてゐないし、坑道が延びていても切上りが作られて居ない為、採鉱できないから既採掘鉱量を毎月200屯宛搬出出来ないのであるから、この状態では後一年したら中龍坑内はサク岩、支柱、鑿替、土砂取を残して全部三年位休ませられるであらう。更に坑道が延びても今迄の様に短い切上りを上げて直ちに採掘を開始する様な採鉱法は引き合はないことが判然として来たので、長い切上りをやる人が生まれなければ絶対に採算のとれる採鉱は不可能である。

結極この苦境を救ふものは切上夫より外にないのである。焦眉の対策は「切上夫」の自覚、養成或は他山からの借り受け、又は組合の手に依る(全鉱)全国的な対策であらう。再建案に示された上/24の重要課題(莫大な作業量)を誰が又誰の手でやったらよいであらうか。

(E) 主たる採掘及搬出法

略

4. 再建案による各種成績

略

§11 結論

(第一)

調査の結論には種々あらうが今回の調査の趣旨と所期の前記調査方針の大綱に則り再建案による貫徹率を以て

結論の第一とする。

(I) 生産コストの引下げ

①②採鉱様式の転換は前記説明の通りであるが総括的に結論付ければ下の如し。

◎採掘人員増加に依る採掘鉱量の増大（「ドリフター」を「ハンマー」に切替たため）。

◎採掘雑人員節約による搬出人員の増大（下向堀に切替て破碎夫を節約）。

◎一工當6.3屯の採掘（ドベラ返し）の回数を減らすことにより工程増大。

◎火薬類の種類選択によるもの。前記説明の通り、絶対的に可能。

④一般作業技術向上に依るもの。

ハンマーに依る穿孔技術と「漏斗抜き中出」技術は必然的に期待できるであろう。又切上技術向上は前記に論じた通り焦眉の問題で働く者の自覚に依らねばなるまい。

⑤実作業時間の充実は中竜坑内現況を把握することに依り達成されねばならぬ労働者の義務で、本報告書が啓蒙の一端になれば幸甚である。

以上の①②は再建案実施による成績の率で示す様「全工程」に如実に示されている。全工程の斯くの如き上昇は◎と相俟って必ずや総原価の上に占める採鉱費の割合の降下となって現はれるであらう。

(II) この光明を目前に見て現段階の苦境（現金不足）を如何に乗切るか。

前記の通り政治的運動に依る販路の開拓を労資で努力し、一方不要不急資材の処分を「背に腹は換えられぬ」の諺に徹した経営者の決断に依り断行すべきではあるまいか。不要不急資材については調査を割愛したが一中龍労組幹部の力に俟つことにした。

(第二) 人員と生産量の問題

附表8(a)～8(d)は坑内作業掘場の容量に対し機械的に作業を主体とした番割をした結果から得たものでそのまゝ、真の必要在籍人員として決定することは早計かも知れぬが、この表に於ける期別月平均人員は一応必要在籍に近いものでわなかろうか。

現在人員249名であり偶然にそれに近い数字が表はれたが、別冊「再建粗案」は249名を番割したものでなく前述の如く坑内容量と必要に迫られてゐる作業に対する必要人員を求めたものであるからである。

以上のことから附表8dの期別月平均は何を物語るか。上/24がもっとも苦しく（急を要し而かも困難な）作業が充満してゐる。その後は逐次減少し而かも産出鉱量は一定である。故に工程は上昇する

調査員としてはこの数字を反駁する何ものもなく、中龍鉱山はこれ以上の拡大生産は不可能であること、250\$が出鉱能力乃至最大拡大量若くは経済出鉱量であることを率直に認めざるを得ない。

即ち現在人員の完全雇用を死守するのが最も良く且つ会社も利害一致する経済人員である。

而かも現在人員の完全雇用は一に上/24の重要課題を労資の協力により完遂し得るか否かに懸っている。

会社側が言ふ整備の根拠は実にこゝに存するものと思はれる。即ち会社側は完全雇用を容れる為に課せられるにしては余りにも難しい現況の切り抜けを真の生産闘争に依る組合の協力に依り共に敢行せんとする歩み寄りをせず、安易な彼等の常にとる手段を以てしようとしてゐる様に考られる。

坑内人員は今まで180t/日位に下げ、多くの人員は「掘場作り」に廻すなら、相当の減収になるは火を見るより明らかで、その減収分は坑外人員150名の斃首による人件費節約で補填せんとするものであらう。

現坑内人員が再建案に示す上/24、下/24探開、採掘を完遂し、而も240～250屯/日の搬出を補償するなら結論として坑外現在人員も必要であるといふことになる。経営者の恐れるのは実に240～250t/日だけ遂行され探開、採掘が遂行されない場合なのである。

尚附表8(d)に見られる人員漸減は斃首に依らず停年退職と自己退職の自然現象で解決されるであらう

(第三) 結び

愚案は以上を可能と結論付けたが重ねて言う!!

働く者と働かせる者の各々の職分を全うすることに依つてのみ可能であることを!!

実は再建案の見積り収支計算を行ふべき筈の所時間の都合と人手不足から割愛したが§4の各表に依り「コスト」の必然的な低下を想像して頂きたい。

最後に本報告書作成に当り連日連夜応援に預かった林氏、宮原氏、長岡、森、前川の諸嬢に深甚の謝意を表すと共に中龍の同士の恙なき再建邁進を祈るものである」

以上

鉦山技術に関する知識に疎い筆者による拙い要約ではあるが、「調査報告書」は、採鉦技術の改善と鉦山全体の均衡のとれた採掘計画を立てて人員配置を適正化し、資材や火薬類の変更、節約による採鉦費、探鉦費の引下げと49年度上期における労働者自ら行う労働強化を図ること、さらに労使の協力による対外的な取組により販路の開拓に努めることで危機を脱却できると主張している。そして、こうした経営危機を脱却するのに至当な一日取扱粗鉦量は、経営側の主張する200トンではなく250トンであり、それは現行の坑内人員249名の労働が必要であり、かつこれに相応した坑外人員も必要となる。したがって、会社側の日産200トン案は、敢えて現行の従業員の非効率を放置して生産性改善の努力を放置することで、人員削減という安易な解決策にすぎたものである、として会社側の人員整理案を批判し、労働者が自ら立てる効率改善計画とそれを裏付ける熱意を踏まえて労使双方が協力し合うことを求めている。

(3) 経営側の組合批判

先に紹介した「中龍整備問題に就いて」の三～六にあるように、この時期に労組と経営との対立関係がより激しくなった背景について、経営側は日本共産党の介入が強まったと認識していた。全鉦の介入についても経営側は組合の左傾化を強める要因と捉えていたようである。この時期、中龍鉦山労組の幹部の一人である新田秀雄が福井県労働組合協議会の会長に就任しており、福井軍政部などが彼を共産党員とみなしていたこともあって、経営側では、とりわけ共産党の介入に神経を尖らせていたものと考えられる¹⁵⁾。次の文書は、49年4月付で前出の相沢幸雄取締役が著した「中龍鉦山の経営に関して経営者は何が故に共産党員と闘ふか」¹⁶⁾と題されたものである。「当局」に対して書かれているようにも見えるので、前出と同様に商工省や軍政部等に宛てて出されたものと推測されるが、相当に過激な語句を交えて経営幹部や職制側の人間を鼓舞する内容となっている。あるいはこの頃動き始めた組合反対派に対しても手渡されたものかもしれない。

中龍鉦山の経営に関して経営者は何が故に共産党員と闘ふか

昭和二十四年四月

日本亜鉛鉦業株式会社

相澤幸雄

既に公表した幾つかの報告書によって日本亜鉛社の弱小資本たる実体を了解された当局は、我々経営者が企業を放棄する意思のないことは勿論進んで共産党員と闘争し之を駆逐しようとする理由を以下述べるところから明察されるものと信ずる。

福井県は機業地を除けば概ね地主、小作を通じて豊穡な農業地帯であるが、独り其の大部分の地域が深い山地である大野郡は鉦産物に富み古来地域内の零細小作農民及び浮動労働者に生活の資を与へて来た。昭和十年以来その大野郡の山間にあつて最大の労働力の吸集は中龍鉦山によって行はれ、その鉦区の存在する三村の全人口に匹敵する労働者を集め定着者はその家族を含めて千五百人に及んだ。

従つて中龍鉦山の存在は三村の生活並に文化の進歩と維持に不可欠の要素となり引いては福井県側の補給源地である大野町の大きな顧客となった。これは僻地に於ける鉦山業の類型的なあり方であつて、当然その地方民はその

経営者の性格の如何を問はず、その存続を欲しないものはない。

故に地方民の中には鉱山の経営が如何なる理念によって行はれるも無関心の者のある理由であって利害上の短見にとらはれて将来の寒心事に意を用いぬ者があることが、共産党がこの鉱山を指向する第一前提である。

更に進んで共産党がその理念の培養温床として中龍鉱山を選んだのはその企業体としての弱小化に外ならない。

近來党が国民大衆の経済的苦痛に媚びる為に称へてゐるスローガンとしての資本観念の区分、即ち所謂、買弁、独占資本に対する中小資本といふ概念上の枠に最も適合するものとしての中龍鉱山の資本の弱小化に目をつけてゐる為である。

彼らは戦後インフレーションの終息安定に伴ふ企業の耐久力の大小に準じてその戦術を変へ、此等弱小資本の経営者が経済界転換の途上に於て潰滅せんとする危険におびへて、溺れるものが藁をつかむ心理に於て彼らのスローガンに墮ってくるのを待ちかまへてゐるのである。これは丁度都市の中小私企業者や手工業者、商人が彼等の称へる納税拒否運動に幻惑され租税徴収の政策的検討を後回しにして眼先の危機にとらはれその背後に約束された深淵を見透す努力に欠けて、その術中に嵌ったと同様の結果を予定している。

日本亜鉛社の資本力の弱小化は敗戦末期の三井財閥資本と結合した時に始まる。中龍鉱山の今日の生産力の低下はその製錬所によって搾取された時からであり更に敗戦によってその過去の経営の資本主義的精華を喪失した三井鉱山社によってスポイルされたことに原因する。その堅実無比の会計検査は全く行はれず派遣員の中には低質の者もあって単に財閥支配の悪き半面のみを従業員に印象付けたにすぎなかった。

故に従業者が本能的に搾取支配を嫌悪し自由と独立とを等しく要求する心理は党が侵入せんとする第二の前提を提供してゐる。

此の時期の間にとられた無方針の採掘の結果、鉱山の生産力は現在の如き最低限度に低下し従って必然的に企業収支の赤字を累積し、従業員の給与を悪化した。

企業収支の赤字、引いては従業員の生活の貧窮を生来した他の近因は現在特に鉛、亜鉛鉱業に焦点が集中されてゐる価格政策の貧困に外ならない。この政策の欠陥がもたらした直接の打撃は資本集中が弱小で企業品種が単一で且つ充分な企業努力によらなければ品位の向上の困難なこの種鉱山にとって深刻かつ徹底的^(ママ)であった。

此の点は先に鉛、亜鉛鉱業者から当局に提出された価格改定要望書に述べられてある如く、社会政策上重大な問題を含んでゐるのであって、国際価格によって評価される時には未だ余力ある企業をして人為的な価格操作の結果、これを窒息せしめ此の様な危険思想の侵入を許すやうな事態に突入せしめるの非を述べたのである。

共産党の侵入に提供される第三の前提は中龍鉱山の労働構成員の性格も又これに寄与するところが大きい。

それは鉱山の地理的環境が地方色が濃厚で概に云へば深雪地方の民度によって貫かれ、因習的な要素が多く、換言すれば無批判且つ迷信的な心理を有し、自己保存の本能は強烈である割に季節的な懈怠の習慣を有することによる。

此等の前提を基礎にして共産思想の侵入の経路は先に中龍鉱山の現状に詳述した如く、主として旧職員の一部極く少数者の不平分子が今回の企業整備を緊機として吉田内閣打倒の政治的運動を組合運動に摂取し、経営者を目してその手先とし巧に一月の総選挙に組合員を動員し地元の六〇%の投票を共産党候補に集中せしめたことに始る。これに対して福井県共産党支部落合某は雪中登山し投票返礼を兼ねて整備反対運動、中小資本の合同、労働者の共産主義的団結を鼓吹し一挙に十余名の入党者を獲得した。その主なる者は殆んど全部組合執行部員であつて、彼らはその余勢を駆って直ちに組合大会に於て人民政府樹立のスローガンを挙げ組合そのものを共産化しやうとしたのであるが、これはさすがに旧職員組合員の反対に遭つて頓挫したのであつた。

従来中龍鉱山労働組合の性格は前述の様に反動支配的であり、三井財閥派遣員に対する心理的反発から出発した。故に概ね最初から旧職員層が支配権を握り、必然的に職従一本の組合であつた為に、その独裁化は必然であり、組合内部の階級的分裂を恐れた急進派は進んで従業員の下等階級の者と個人的に固く結び、他の旧職員層の無自覚に乗じてその無力化を計り、自己の独裁を強化する為に重大な改革を会社に要求した。

即ちこれが他の企業体に今日といへども容易に実行されて居らない身分制度の撤廃であつた。当時会社側の当事者は従業員の浅い新幹部であつた為に、この組合内部の性格を然知せず理想主義的な提案に幻惑されて直ちにこれを容れ、一挙に撤廃を行ったが為に、個人生活の面から秩序が崩潰し未だ真の民主主義の何者かも知らぬ一般従業員

員に悪平等の観念を生ぜしめ、これに代る職階の励行を強化するも時すでにおそく、職場に於ける秩序をすら危殆に傾せしめることに成り終った。

此の事態に力を得た組合幹部は、更に進んで職階者の公選を主張し経済と政治を混同し、職階を紊乱して組合による事業場の支配、労働者の名による経営をまで夢見るに致った時偶々上記の新事態に遭遇したのであるから共産主義の温床を提供することは甚だ容易であったことは自明の理である。

茲に更にもう一つ日本亜鉛社独自の特殊な事態が彼等の食指を、殊にその主張する資本観念の新スローガンに適応さすべく登場してゐる。これは即ち財閥支配の解体に関連する全持株の公開とパーチ役員の変替であつて、かねての不平分子はこの間隙をねらつて、すでに二年前種々策動し一挙に経営者と成り替ろうとしたのであつたが事前に策動は破れたが為に、今度は労働者の名に於て株式の取得公開を執やうに迫り、株式の何たるかを全く知らぬ無智の労働者を煽動して、株主会議によって、経営者を駆逐できるものとし必要以上に株式に対する盲目的な関心を鼓吹した。

彼らの云ふところをそのまま、傳へれば、労働者が資本に参加することによって、事業に関する認識を深め真の協力者たらしめることを得、こゝに对立感情から生ずる経営上の紛争は解消する、云々と又彼らによって鼓吹された労働者の株式観によれば、過去の株式は現在に於ては財産として数十倍の価値を有する金券であつて、その取得は莫大な財産を公平平等に彼らに与へ、生活安定の最大価値なりとする、粗□なる経済観に過ぎない。これらは彼らの代表が公開問題に対して発言したことをそのまま、表現したもので、背後の事態に盲目であれば全く御同感と云はざるを得ない考へ方である。

然し乍ら本質はこれら理想主義的な美名を去ること甚だ遠い。過去に於て策動した不平分子は依然組合の不動の幹部であり然も歴然たる共産党員である。

莫大な財産なりと夢想する株式の内容は、衆知の如く、危殆に傾した事業体である。これら明日の日の糧にも窮した労働者が市場価値も怪しき株式を懐にして如何にして経営を持続するのであるか。彼らの指導者が彼らをあやまらしむることの余りに甚しいのに驚かざるを得ない。

我ら日本亜鉛社の経営者は共産党のカリカチュアーに描き出されてゐる様な腹のつき出た独占資本家ではない。株式の民主化が理想とする真の民主主義経済の行く手をさへぎるいさゝかの権限もなければ権利も有しない。既に我々は財閥資本の代弁者でもあり得ぬ。彼らが美名の下に理想とする産業社会の実現はむしろ我々から發育したところである。

然し我々の労働者の実体は上記の如くであり、組合の基本的な方向も又これらの理想を実現するに日が遠いのである。

我々は先ずこの組合の指導理念の行き過ぎを是正しなければならない。そして労働組合の権利義務の本質に覚醒せしめ、真の生産再建の一翼を担つてもらはねばならない。彼らの夢見ることは自分達の手で職階を定め工賃をきめ、資本家も経営者もない労働者だけのユートピアなのである。彼らが生活してゐる日本の現状も経済の段階も眼中にないのである。

このことはその一指導者がある団体交渉の途中で諸要求の前提として此の様な発言をしたことに拠る。更にこれに加へて「我々労働者は要求の相手がどんな経済的性格を持ったどんな種類のものたるを問はない。畢竟するに我々は我々の生活を向上し文化的な生活を保証される賃金をのみ獲得せることを考へればよいのであつて、他の一切のことに耳を傾ける必要はないのであるから、会社側の弁明の一切を認めない」といひ事々に経営協議会を否定する態度をとつてゐることに察せられるのである。

所謂「食へるだけの賃金よこせ」は戦後日本の全労働運動を貫く虚無的なイデオロギーである。その拠つて来るべき経済的の論拠を探究する余裕を棄て、人間心理の最下等最下劣の欲望を煽り義務の神□を蹂□して破壊的な直接行動に出やうとする。この群集心理を指導するものは共産主義運動の前哨以外に外ならない。

中龍鉱山の共産党員は又我々の攻撃に対して次の様に弁明する。現在の日本共産党はソ連共産党とは全然異つた民族を基盤とした共産主義に外ならない。我々の目的とするところは日本民族の平和と繁栄は此の主義の外なしと信じてゐるからこそ、党に忠実なゆえんであると称している。

先の日、仏伊共産党の戦争宣言につゞいて日共徳田書記長は彼らより更に巧妙に「我等はあらゆる侵略軍と闘

ふ」と宣言した。然もソ連の共産主義は万国の労働階級にとっては救世主であって、彼らはその道を備へて主を迎ふるものであるからには、ソ連の行く処に侵略なる文字は当てはまらない。それは侵透であって侵略ではないと弁を称ふることの巧妙なるは流石である。

我々は個人の宗教主義の主張をはばむ者ではない。すべての信仰、言論は当然自由である。然し現下の我国の社会全般の状況、民度、その経済の基本はかゝる破壊的な思想を行動に移すにはあまりに懸隔がありすぎる。まして上記我々の生産場裡に行はれてゐる指導は一切の建設的批判を去ること程遠い超理想主義であり、単に無批判な労働者をして、際限なき懈怠と依存性の泥沼につき墮すものであり、又弱小なる資本力をしてより貧困なる縮少再生産に、引いては鉱山の荒廢に帰結せしむべきもの以外の何物でもあり得ない。

鉛、亜鉛鋅業界における中龍鋅山の位地は決して軽いものではない数少ない。国家の天然資源の重要なものであり、再建を目指す金属鋅業界の経営上の一指標として現在種々の観点から注目を浴びてゐる存在である。若し我々が此の闘ひに於て破壊思想に破れたならば党の主張する中小資本の民族化の一橋口堡として高くその勝利を掲げられるであろう。これは取りも直さず独裁政権にさゝげられる小さな、然し意味深い貢物である。若し彼らの云ふ通りならばやがて愚かな弱小商工学者は深くその水中に没して、生産経済界は大海の島々の如き大資本を残して赤色の海に染まることであろう。

その時は日本民族がその名誉も希望も失ふ時である。

ソ連ポリトビューローの独裁がどんな完璧などんな徹底したものであるかを愚かな同胞は初めて知るであろう。

中龍鋅山の党員の忠実さは他と同様に多分に宗教的な狂信性を有してゐる。あたかもマルキシズムの論理が跳躍の非論理であるが如く正しくその通りであり、原始的な蛮人と闘ふが如き色彩を帯びるのは既に他の場合に現れた現象と全様であろう。

我々は無故にして善良な従業者をこれら狂信的な一団の独裁から救ふ為にも断呼として闘争を宣言するものなのである。

以上

相沢は、共産党が中龍鋅山に付け入ることができた背景として、この地域が中龍に依存した経済構造を持ち、その存続が最も重要な関心であったこと、また鋅山員の民度が低く、「無批判且つ迷信的な心理を有し、自己保存の本能は強烈である割に季節的な懈怠の習慣を有する」こと、そして財閥支配の崩壊と政府の政策の貧困とにより企業体としての中龍鋅山が弱体化していたことを挙げる。

そして、労組の急進派が運動の中で前面に出して鋅山員を心理的に誘導してきた主張の一つが「職従身分の撤廃」で、これは組合結成時の事情から実現されたものであった。後の時代の目から見ると、やがてこれがわが国の労使関係の特徴の一つとなっていくのであるが、当時の相沢には、労働者の公平感を濫りに植え付けた結果、職階秩序を乱し、指揮命令系統の混乱をきたし合理化の遂行に妨げとなる主張と映ったようである。

もう一つは「労働者の株式取得」を通じた経営支配であり、先に見た三井鋅山(株)保有持株の配分の際から労組が取り組んできたことである。当時のマルクス主義の通説的な理解では、マルクスが『資本論』第3部第5篇第27章で、株式会社制度に言及した際に、これを新たな生産形態への過渡的な制度と位置づけた¹⁷⁾ ことに起因して、私的な産業に対する社会的所有の端緒として株式会社を理解しており、そうした観念を当時の鋅山労組が共有していたことがわかるが、これに対して相沢は、「危殆に類した事業体」の株式を「莫大な財産と夢想する」のは労働者の無知に付け込んだ策動であると批判する。また「生活を保証される賃金のみ」の獲得をめざす組合指導者の態度は、経営の弱体化した企業を「より貧困なる縮少再生産に、引いては鋅山の荒廢に帰結せしむべきもの以外の何物でもあり得ない」として、国家的な見地からもその再建に注目が集まっている中龍鋅山の運営に大きな妨げ

となる妄動であると厳しく指弾している。

4. 人員整理の断行

さて、中龍鉦山で労使が合理化案をめぐって火花を散らしている間に、48年12月のアメリカによる経済安定九原則の指令、および翌49年3月のドッジ声明によりデフレ政策が強行される中で非鉄金属業界をめぐる情勢はますます厳しくなっていた。4月には鉛、亜鉛の価格差補給金が撤廃され、また復興金融金庫の貸出も縮小へ向かい金属鉦業は深刻な不況に突入し、全国の中小鉦山で休山の動きが目立つようになった。

49年5月24日の経営協議会において経営側から最終回答を求められた組合側は、6月12日に組合大会（「中龍再建総決起全山大会」）を開催し、組合側の提案する生産計画による生産闘争を実施し、完全雇用を確保することにつき協議を行い、投票総数357票のうち賛成338、反対15、無効4と、執行部の提案が圧倒的な支持を獲得した。翌日開催の経営協議会において組合は大会の決議方針に基づき回答をしたが、会社側は「生産闘争をして収支其他の面を数字でこうなるからやっけて行けるといふ返事を貰はんと意思表示が出来ない」¹⁸⁾と反論し、もの別れに終わった。以下に、全山大会で可決された決議文を紹介しておこう。

決議文

産業復興を目ざして現在迄黙々と働いて来た吾々中龍六百の同志は、今や相次ぐ物価の昂騰により実質賃金は刻々と低下し働くに働けない窮地に迄追込まれて来たのである

斯る現状に加へて吾々が曩に確約した政府財政支出の補給金及越冬資金も経営者が抱き取り今だに吾々の手には渡って居らず、生活は益々破綻を来し剩さえ鉦山復興の重要性を無視した大量首切りを強行せんとし將に惨憺たる状態にある

吾々金属鉦山労働者は戦前戦時を通じて苦汗労働に耐え忍び戦後に於て傾斜生産下における不遇に負けず

労働者の自主性に依る金属鉦業の復興に心血を捧げて来たのである

金属鉦業の復興に於ける生産手段は一にも二にも労働力より以外にない事は資本家自身が最も此れをよく知っているにも拘らず今吾々中龍六百の組合員の眼前に首切り案を提示したのである

日本経済の再建には金属鉦山復興が不可欠であり

労働力のみが唯一の生産手段である現状に於ては、吾々は労働者の犠牲に依る企業整備には絶対反対し、茲に於て労働者の自主的再建案に基く生産運動を強力に展開しつつ、中龍六百の総力と全鉦八万五千の支援を得て、全組織を上げて強力なる反対闘争を展開するものである

右決議す。

一九四九年六月十二日

中龍鉦山労働組合

中龍再建総決起全山大会

6月15日には、全鉦の指令により輸送ストを実施し、また全鉦中央でも商工省に対して整備案の撤回を会社側に求めるよう働きかけた。これを受けて翌16日に商工省は相沢ら経営陣を呼び出して説明を求めた。その場で経営側は、全鉦の生産確保は空論であること、当社は全鉦を交渉相手としていないので商工省が口添えするものではないことを説明し、さらに整理案を強行する必要性を訴え、商工省はこの問題に深入りしないことを約束した。いよいよ経営側によって人員整理が強行される事態が

迫ってくるわけだが、ここでは、「中龍鉦山文書」の中の「昭和二十四年六月 整備往復文書綴」¹⁹⁾に綴じ込まれた6月10日に始まる経営幹部間の往復電文を中心に、事態の推移を追っていくことにしたい。なお、電文には暗号が用いられており、それを解読した文書が綴られている。

(1) 第一次整理発表前夜

「文書綴」は6月10日の深夜、山元の渡辺所長から在京の井本社長宛てに発信された、12日に組合全山大会が開催され13日に回答するので中龍への社長の来山を要請する電文から始まる。そして、全山大会翌日の13日午後1時に、

組合側大会にて組合側生産計画を以て完全雇用にて遂行の旨殆ど全部にて決議せり」事態重大化に付指令承りたく至急出発ありたし」(以下、仮名遣いは原文のままである-筆者)

との所長から社長宛の打電があり、これに対して井本社長は、同日午後5時に、

大会決議電見た 若し回答も同様なれば本社にて打合せ通り決行ありたし 社長は発表後の空気を見た上東京にて打合せ急行する 発表したら模様知りたし」

と、「打合せ通り決行」、すなわち組合側が会社案を拒否するなら人員整理を断行することは既決のことであり、これを速やかに発表しろと指示した。しかし、所長側は、

電見夕関係先ト打合せ及警察側ノ準備ノ都合アリ発表迄ニハ五、六日ヲ要ス」労政課ノ意向モアリ且山元経営者ノ熱望モアリ発表迄ニ是非差繰リ御出発願フ、御都合承リタシ」

と発表の猶予を求めた。これに対して社長は了解すると共に、自分が発表前に中龍へ出向くことは「大局ヨリ見レバ不利益」であると返電した。

この後、前述のように16日に商工省に了承を得たと理解し、いっぽう西牟田常務が解雇予告手当17万円、解雇手当142万円を用意し、また退職者の賃金補給金10万円、越年資金140万円のうち100万円を準備したと社長に打電し、整理断行のための資金準備も進められていた。しかし、この時点では19日に発表する予定であったが、山元の方では情勢判断が難しい状況に置かれていた。16日には所長から社長へ、

本日軍政部並ニ県警察部長事態ヲ憂慮シ来山、最悪ノ場合ノ対策ヲ打合せタ」諸般ノ状況急ギ常務取締役又ハ取締役同伴御出発セラレ□□□□有利ト思フ再考アリタシ」

との打電があり、社長はなお「予定通り決行アリタシ」と返電したが、これに対し17日、

六月十九日一方的ニ整理発表ノ予定準備中」遺憾乍ラ紛擾起ルト思フ」

との所長より、混乱を懸念する電報が届いた。

この間の山元の経営者の間の逡巡については、後日(19日頃か)所長が発信した経過報告書簡の中で見て取ることができる。

経過

六. 一八

- 一. 労働組合パンフレット全封(会社ニ対スル回答)
- 二. 六月十三日ヨリ生産闘争ニ入り生産意欲ニハ見ル可キモノアリ、斯クシテ閉山止ムナキニ至ルモ本懐ナリト称ス
- 三. 組合ハ目下來山中ノ全鉦連派遣島山大五郎ヲ指導者トシ組合運動及ビ生産闘争ヲ展開中ナリ

- 四. 会社ハ整理ノ件ニ付団体交渉ヲ申込メルモ組合ハ生産闘争ヲ行ヒ本月末日迄ニ再建可能ナルヤ否ヤ結論ヲ出ス故ソレ迄団交猶予スル様回答アリ
- 五. 団交ノ謝絶アリタルモ六月十六日一方的団交ヲ決意、準備期間短キモ六月十九日午後発表トシテ準備ヲ進ム
- 六. 六月十七日夕刻一方的発表後ノ紛擾ヲ期待スルヨリモ寧ロ事前ニ第三者ノ調停ヲ得テ平和的解決ヲ待ツ方賢明ナリトノ空気経営者間ニアリ、整理断行ノ準備手續モ渋滞、六月十九日午後発表モ見送りトナル
共産党ノ暴力革命ノ練習戦乃至之ニ類スルモノガ想像サレ紛争ハ無駄ダ!! 而シテ其ノ後中竜再建可能? 又経営者家族自身ノ危害ニ対スル恐怖心等ノ影響ガ調停案説ヲ生ジタルモノ乎
準備手配モアリ所長ノミニテモ断行出来ヌ現況ナリ
- 七. 全鉱連ヨリ資金三〇〇万円寄附アリタリト

以上

書簡の六にもあるように、現地では一触即発の状況となっており、一方的な整理断行発表後に経営側の人間に危害が及ぶことが容易に想像されたことから、現場の方では第三者による調停を望む声が強かったのだろう。実際、19日に発表を見送ったのも、警察とも協議した上での判断であったようである。しかし、22日朝、渡辺所長から西牟田常務宛てに、次のような打電があった。

六月廿三日団体交渉ニテ整理発表決行予定ナリ。警備費仮処分費用トシテ五十万円程度準備ノ為福井銀行本店気付松下崑一宛極秘裡ニ電信為替ニテ送金頼ム。

(2) 第一次整理発表の断行

6月23日午後7時に山元の経営者が作成した経過報告書は次のようなものである。

経過報告 六. 二三. 后七時

六月廿日 組合ハ、第三者ノ調停ニヨル平和的解決方法ニ対シ六月三十日回答案ヲ作成後考慮スル程度ノ意向ト判断サル。由ッテ六月二十三日断行ノ決心ヲナス。

六月二十一日/二十二日 諸準備ヲナス。

六月二十三日 軍政部労働課長、県労政課員巡視目的ニテ朝来山、会社側決心ヲ告グ。巡視ヲ止メ直ニ退山。警察署長ヨリノ情報トシテ「坊間ノ批評ハ組合側ニ同情アリ」ノ一伝言アリ。

団体交渉ヲ申込ミタルモ副委員長事故不在、書記長動員会議ニ不在等ニテ受ケズ、事務折衝ノ形ニテ委員長、畠山指導者ト、会社側所長、両部長、総務課長、荒島寮ニテ午後一時/三時会見、人員整理止ムナキヲ宣告シ

1. 整理人員一六名（供□□ニ対シテハ別途処置ス）
2. 詮衡方法
3. 解雇手当等他

ヲ説明ス。

廿四日付辞令ヲ書留ニテ発送スルモ組合ニハ準備出来次第発表スルト言フ。

組合ハ組合員ノ総意ニ基キ爾後行動ヲトルモノト思フ。

係員辞令発表（午前十一時）

但シ 三月一日附ヲ六月一日附ニ改メ且ツ奥島勇松追加方御承認願度シ。

このように、20日の時点で山元の経営側も断行を決め、23日の午後、組合に対して説明し、解雇対象者にはその夜個別に書留を発送した。この報告書の執筆に先立つ午後5時に所長が社長に断行したことを打電し、同じ電報で「警備費其他費用内金ニテモ急ギ手配」を要請した。会社側は、解雇の発令と同時に解雇者の職場占拠、退山の禁止を指令すると共に若干名の警備要員を雇い入れたので、そ

のための費用が必要だったのである。なお、これに対して組合側は雇い入れた警備員は組合に対抗するための暴力団であると抗議し、間もなく彼らは解雇されたようである²⁰⁾。

さて、通告を受けた組合は直ちに指令、および檄文を組合員に配布した。

再建指令第五号

- 一. 六月廿三日の檄を熟読せよ。
- 二. 会社首切り人名発表により全山大会決議にもとる如きデマを一切禁止する。
- 三. 全組合員今後の職場離脱（退職も含む）を禁止する。
- 四. 人員発表後と雖も二ヶ月間は絶対に退山を強要する権利はないから会社の退山強要に応ずることを禁ずる。強要を受けた時は事務局に急報せよ。
- 五. 人名発表は闘争の序幕であることを認識せよ。
今後二ヶ月間に団体交渉第三者介入等の手続が持たれるでありそれに臨んで勝利を獲得するに必要な種々の資料は着々準備中であることを確認せよ。
- 六. 全山大会決議による再建運動及それを遂行する上に於て今まで発せられた指令は全て既定方針通り推進せよ。
- 七. 労資の闘争は近代的意識にかたまる組織の闘争である。軽拳盲動乃至下品な言行暴力行為を禁止する。
- 八. 第二、三、四、六、七項に違反した者は連合常任委員会に諮り処断する。

六月廿三日 中竜労組執行委員長

『檄』

労働者の手による再建運動こゝに十二日、組合員は会社の陰謀破碎に相当の圧力を加え得ていることを確認し窮極の勝利の基礎を盤石にしつゝあることを確認せよ

会社側は拡大生産の意図を胸中に秘め乍ら生産サボに依り生産能力を過少評価し組合にも社会にも誤認させ一四〇名首切りを強行して後拡大生産に移らんものと策謀したことはこの間に拡大生産用資材を活発に購入してある事実から確実に断言し得るのである

六百名の組合員とその家族に告ぐ!!

会社は遂に首切り人名簿作成を完了し一方的発表を敢行しました。我々はこの発表そのものを妨害する権利を持たないが六月一二日全山大会の決議を忘れてはならない

時は来た!! 真に近代的労働者が働く者の力に依って対抗する時が遂に来た!!

再建指令第四号、再建指導者情報第六号²¹⁾の精神に徹し一糸乱れぬ再建運動を推進せよ!!

首切り人名発表は首切り反対闘争の序幕であって徒に疑心暗鬼すべきではない

会社側の一方的人選による人名は我々は総退山の決議の前には**反古に等しいもの**と確信せよ

発表人名に相当する者が自ら落胆し名簿に洩れた人が軽薄にも「生き残り」と早我点するならば近代労働者の組織の必要性が何処にあらう?

会社が生産サボ戦術に布いたバリケードは次々に破碎されてゐることは再建指導者情報第六号の通りであり残るバリケードは選鉱場の能力強化の一点に集中された

六百の組合員とその家族よ手をつなげ!!

誰が失業の嵐吹き捲くる浮世に放浪したいものがあらうか?

我が身をつねって人の痛さを知れ!!

勝利は近くにあり!!

その勝利を真に手中に収める道は只一ツ

『近代労働者よ手をつなげ』

の意識に徹することのみ!!

一九四九年六月二十三日

中龍鉱山労働組合執行委員会

ここでは、会社側の人員整理の断行は、わざと生産を低下させてそれが剰員の原因であるかのよう

に見せかけ、人員削減によるコスト削減の後に生産拡張に転ずるための「策謀」であり、整理対象者として指名されようがされまいが、組合員およびその家族は動揺することなく6月12日の全山大会決議の通りに執行部の指令に基づき会社の妨害を打ち破り、一丸となって再建運動に取り組むことを訴えている。そして、翌24日には執行委員長名で渡辺所長に対し、団体交渉の申入れを行った。

申入書

一. 中龍企業整備問題解決を第三者介入を以てする為第三者の選択、性格、検討に移りたい。

二. 両者の現状の確認

(1) 組合は解雇辞令が一六名に渡された事実は確認する。会社は労働組合が首切り反対をしている事実を確認する

(2) 昨年より今回の措置に至る迄の両者間の解釈に相違のある事実を確認する

三. 第三者斡旋乃至仲裁案提示迄の措置

(1) 全員平常通りの作業を続行する

(2) 会社は非紳士的な作業妨害をしない

(3) 組合は全力を挙げて生産を確保する

(4) 組合は責任を以て暴力行為を禁止するから会社は起り得ない事態に備ふる不穏な措置を撤回する

四. 以上の三項目につき六月廿五日午前九時より団体交渉をしたい

一九四九年六月廿四日

中龍鉱山労働組合

執行委員長 木下重信

中龍鉱業社

所長 渡邊 武 殿

人員整理発表後の23日には東京本社に全鉱の塩谷信雄副委員長が訪問しており、組合側が本社と全鉱の間で何らかの交渉があったことを仄めかしたのかもしれない。25日の渡辺所長から井本社長に宛てた電報では、

発表後労組ノ作戦極メテ深謀ニシテ今後ノ交渉山元ノミニテ判断シ難キモノアリ」且ツ社長ハ全鉱連ト重大確約ヲ為シタル由ニ付全鉱連ヨリ二、三日中ニハ来山スル旨内探ス」今後ノ交渉継続ニハ是非社長ノ指示承リタシ繰合セ至急来山願フ」

と、山元での社長の判断を仰いでいる。これに対して社長は同日の返電で、

全鉱(塩谷) 其他再三来社山元経営振ニ付訴へ並ニ一方的整理デハ解決出来ヌ労組ト交渉ニ依リ円満解決ヲ希望スル旨申入アリ」之レニ対シテ当社ハ既ニ手筈済発表ハ山元ニ任セアルニ付御話ハ承ッテ置ク程度ノ挨拶ヲ交換シタ」社長ヨリ何モ確約無シ」昨日ノ貴電ニ依リ整理発表ノ止ムナキニ至ッタ旨通知旁挨拶シタ」全鉱立場上各種ノ作戦ニ出ツル口吻ナリ当社モ持久戦対策善処ノ外ナシ」東京官庁関係先ニハ連絡(以下、欠)

と、社長としては、何ら言質を与えないよう、昨日所長からの電報で初めて知ったような態度で対応したことを伝えた。

さらに、27日には全鉱の田中千代吉企業整備対策部長と社長との間で話し合いがもたれた。その際の会社側のメモによれば、全鉱側の、

両者共ニ円満ナル解決ヲスル意向アリヤ。内容ノ実態ヲオ互ヒ検討シテ不合理ナモノヲ排除スレバオ互ヒ円満ナル解決点ヲ見出シ妥当ナルモノト思フ。

との質問に対し、社長は、

円満ナル解決ヲスル意向アリ。ソノ意味ハ会社ノ内容ヲ検討シテ貰ッテ今回ノ整理ヲ認メテ貰フト云フ意味ガ多分ニアル。円満ナル解決ニ到着スル迄ハ解雇者ヲソノマ、職場ニ就カセル事ハ職場規律ヲ阻害スル事ニナルノデ因ル。両者検討ノ上解雇ニ価セヌモノガアッタ場合ニハイサギヨク復活サセテモ宜シイ。今回ノ整理丈デハソノ整理ノ結果尚経営困難ヲ続ケルモノト思ハレルカラ此ノ際十分検討ヲオ願シタイ。

とつっぱね、さらなる整理も予想されることを示唆した。これに対して全鉦側は

全鉦トシテハ会社ノ内容検討ノ結果今回ノ整理人員増減ニ付テ云々スルニアラズ。数字ニ拘ッテ検討スルノデナイ。真ニ中竜ガ生キテ従業員ガ生計ノ道ヲ確保スルノガ我々ノ目的デアッテ、常ニ両者検討ノ上円満ナル解決ヲ切ニ望ムモノデアリ、従ッテ一方的ナ処置ニハ了解ガ出来ナイ。

と答えている。これはあくまでも会社側のメモなので、会社側の強い態度に対して全鉦側が妥協の余地を見せている内容となっている。しかし、同日の渡辺所長の社長宛電文では、「交渉結果労資トモニ隘路ノ実態ヲ調べ協議シ円満解決ヲスル」と社長が確約したので、「社長厳令ニ従ヒ解決ヲ計レ」と中龍組合に全鉦から指令があったと組合側が言っているが事実には相違ないかと問い合わせているので、意図的なものかどうかは別として組合側と経営側の認識にはズレがあったようである。

さて、24日の団体交渉申し入れの際に、組合側が第三者の介入による解決を求めていたが、それは、具体的には地労委に委ねることを意味していた。6月28日に、組合は、23日の一方的な解雇の断行は、労働協約および49年2月10日の経営協議会の覚書に違反するとして、福井地方労働委員会に斡旋の申請を行った。以後、両者は、現地の一触即発的な不穏な雰囲気そのままにしながら、しばらくの間、表向きは地労委、地裁といった、行政委員会ないし司法の場において火花を散らすことになる。

この28日に組合が申請した地労委斡旋の焦点は、次のような内容であった。

組合結成後、46年10月15日に締結した最初の労働協約の中に、「人事異動、採用、解雇についてはその大綱につき予め組合と協議すること」とあった。そしてこの協約の有効期限は1カ年であり、期間満了1カ月前にどちらかが改訂の意思を示さない場合は、協約の効力が延長されるとされていた。これが有効ならば、6月23日の会社側の一方的な解雇断行は労働協約違反となる、というのが組合側の主張であった。これに対して会社側はその直前の17日に改訂の申し入れを行ったので協約は失効したと主張した。地労委は、組合側の主張を認め、協約の自動延長が有効であり改訂申し入れによって消滅はしていないと判定し、7月3日、双方に提示した。

これを受けて組合側は、7月5日、福井地裁に対して解雇無効及び身分保全等についての仮処分申請を行い、翌6日には再び地労委に対して協約の有効を前提に、先と同じ斡旋申請を行った。いっぽう会社側も組合に対抗して、7日、福井地裁に対して解雇有効の確証と被解雇者の鉦山立入禁止処分を申請した。

このように、紛争の舞台は第三者の下に移ったかに見えたが、実は、先の6月27日に行われた全鉦田中部長とのやり取りの中で社長が示唆していたように、会社側は第2次の人員整理、すなわち休山の方向へ動いていた。井本社長は6月28日に山元に来た後、30日に帰京する予定であったが、30日に山元から本社の西牟田常務に対して次のような電報が送られた。

重大会議開催スルツモリニ付全重役帯同至急出発アリタシ、拙宅ヘモ帰京多少遅延ノ旨伝達アリタシ」

この電文により全役員が中龍に集められ、先の「中龍整備問題に就いて」の「九」にあるように、7月3、4日に緊急役員会が開かれ、「最悪の場合は閉山も止むなしとの結論」に至ったのである。

(3) 休山の決定

これ以後、経営側は、休山を念頭に、そのための準備を急ぐことになる。具体的には、三井鉱山に対して亜鉛精鉱を積出すことの詳細を取り付け、これによって休山に必要な資金を確保することであった。というのは、解雇のために法的、道義的に必要と思われる資金が用意できない場合、司法の場で不法な解雇と判じられる可能性が強かったからである。

7月8日の渡辺所長から本社の西牟田常務に宛てた電文には、

裁判所其他ノ心証ヲ害シツ、アルニ付退職手当引当金ノ内ヨリ予告手当（六拾万円）其他ノ費用（貳拾万円）ヲ差引（百貳拾万円）五月分賃金内払差支ナキカ至急電送」

とあり、賃金支払の遅滞を解消し、かつ必要な解雇手当を支払うための運転資金の確保が経営側にとって至上命題となっていたことがわかる。

三井鉱山との交渉が急がれたものの交渉はスムーズには進まなかった。他方で、地裁からは社長直々に呼び出しがあり、地労委からもその立会のもとで開催される団体交渉への社長出席の強い要請がなされた。この時期の山元と本社との往復電報からは、何とか裁判所への出廷や団体交渉を延期して三井との交渉を急ぐ様子が窺われる。

7月11日：所長⇒社長

昨日裁判所ニテ合議其他ノ件ニ付質問アリ 次回七月十四日午後一時ニハ経理事情及経営根本方針詳細ニ聴取シタキニ付是非社長ニ出頭セラレタシト裁判所側ヨリ希望アリ 弁護士モ社長直接セラル、事ハ有利ナリト云フ。繰合セ十三日中ニ大野迄御出願ヒタシ 都合如何電返」

7月11日：社長⇒所長

裁判所へハ七月十九日以後ナレバ行ケル 是非必要ナラ延期申請セヨ」急グナラ所長代理説明サレタシ」

7月13日：本社総務部長⇒松下崑一（大野）

社長行カレヌ」三井鉱山ニ工作中、商工省関係了解手間取ル」裁判所言渡シ（判決）ハ会社ノ最後策決着スル迄延期方弁護士ト相談アリタシトノコトナリ」

7月14日：社長⇒所長（大野市松下方）

東京ニ於ケル話簡単ニ運バヌ 成行ヲ見テ廿日頃出発ノ予定 裁判所決定夫レ迄延バサレナイカ成行電返」

7月15日：所長⇒社長

十八日地労委立会福井ニテ団交アリ」十七日大野迄是非御越シ願フ」尚十九日頃地裁呼出ニハ社長ヲ指命セリ宜敷ク願フ」電返」

7月15日：社長⇒所長

電見タ 十九日正午福井ニ着ク 地労委立会ハ会社ノ不利ト思ハレルガ団体交渉ニ社長出席是非必要ナラ日取延バセヌカ」

7月15日：所長⇒社長

電見タ 地方裁判所ハ七月十九日頃第三回呼出アリ 其時社長ノ出席ヲ強ク要求セリ」七月十八日地労委立会福井ニ団体交渉セシメ紛争解決ニ乗出意向」会社ノ最後案トヲ併セ考慮スル段階ニ至ル公算大ナリ 是非繰合セ社長出席願フ」東京ニ於テ交渉未済都合悪クモ17日大野へ付ク様出張願フ」電信ニテ返待ツ」

7月16日：所長⇒社長

電見タ 地労委団体交渉日取延期出来ヌニ付十七日正午福井ニ着スル様繰合セ都合頼ム」

このように、繰り返し所長の側は社長のできるだけ早い来福を求めているが、三井鉱山や商工省（実際には5月に発足した通商産業省）との話が見つからないので、社長は引き延ばすよう指示している。結局社長が福井に到着したのは、19日と推測される。そして、福井にいる社長と所長の元に本社の西牟田常務から、ようやく三井鉱山との交渉の糸口が見えたことが伝えられたのは、20日の電報であった。

七月十九日三井鉱山ニ説明シタ 全社ハ早速検討スルガ渡辺所長ト話合ヒ度シト云フ。川島三郎氏モ同様ノ意向アリ。都合ツクナラ所長至急上京アリタシ」発表ソレ迄待タレタシ」

そこで、井本社長を現地に残し、代わって渡辺所長が上京し、三井鉱山との交渉にあたることになる。実は、後に中龍休山後の11月20日に、井本社長のみが解任されることになるのだが、社長には三井以外の会社に中龍を売山しようとする動きがあったとも言われており、三井の側に社長との交渉の中で社長に不信を抱く点があったのかもしれない。7月28日には東京で交渉を進める渡辺所長から山元の社長に次のような電報が送られた。

三井鉱山ハ八十吨案ニヨリ赤字補填ヲ考ヘ度シト云ヒ右実行後ノ見透ニ付検討中ノ為メ帰山ノ更ニ遅レル御承知願フ」右ニ関連シ亜鉛鉱売渡未定ノ為資金化不能送金遅レル」

中龍からは、選鉱のための薬品が欠乏しており、8月6日には枯渇する旨の報告もなされ、経営側は、4日の井本社長の帰京を待って、いよいよ臨時休業という名目で、全山休山の方向へと最終判断を下すことになる。同日午後4時に社長から山元の石橋事務部長に宛てて次のような電報が送られた。

当山業務整理ノ為メ臨時休業スル旨発表セヨ」発表前労組ト緊急会議ヲ開キ通知セヨ」尚ホ官庁警察署新聞社トノ打合万全ヲ期セヨ」第二次整理ニ付テハ三井鉱山ト打合セノ上追ッテ通知スル」所長帰山ハ三井鉱山ト打合セ済ム迄遅レル」社長ハ其内機ヲ見テ行ク」大阪商工局ニハ了解済ニ付届出丈ケテ宜シ」

これを受けて、山元では、8月6日、組合に対して8日から7日間ないし10日間の臨時休業に入る旨を通告した。組合は、翌7日に臨時全山大会を開催し、執行部の信任について問うことになり、260票対76票で執行部が信任され、臨時休業をひとまず受け入れるとともに、いつでも働ける体制を整える方向となった²²⁾。しかし、この直後の10日、執行部反対派約80名が組合を脱退した。その夜、組合員やその家族が広場に脱退の中心メンバーを呼出して取り囲み、糾弾する事態となり、その後も不穏な状況が続いた。そして、脱退者からの告発を受けて17日、自治体警察大野地区署と国警福井県本部が組合事務所に入り、新田秀雄ほか3名を、不法監禁、脅迫（強要）の容疑で逮捕した²³⁾。

これとは別に、13日に組合が福井地裁に申請していた仮処分について却下された²⁴⁾ ことで組合三役が辞表を提出するなど、執行部内にも動揺が生じていたが、17日の逮捕事件と同日脱退派が県労政課に中龍再建同志会を結成した旨を報告し、第二組合が公然化したこともあり、従業員間の結束力は明らかに低下したと思われる。

なお、この組合分裂に会社側の関与があったか否かは、明らかではない。高橋前掲書によれば、第二組合結成に向けての動きが秘かに始まったのは、49年の早春に執行部のメンバーを中心に一斉に共産党への入党手続きが行われたときだとされている。これは、先に紹介した相沢幸雄の文書が同年4月となっており、相沢自身は東京本社にいたが、山元での動きとこの文書との間に何らかの関係があったと推測することも可能かもしれない。ただし、この事件に際しての往復電文は殊更に無関係を装

うかのである。10日夜の糾弾後の11日に山元の石橋事務部長から在京の渡辺所長に宛てた電文は、

八月十日係員ヲ中心トシ約八十名労組ニ脱退手續シタ」組合幹部ハ強力ナル作戦ヲ以テ阻止運動ヲ取リツツアリ、空危険悪ナルモ目下暴力行為ナシ」関係方面ニハ報告連絡済」

とあり、14日には、やはり石橋部長から所長に宛てて、以下のような打電があった。

脱退者ニ対シ組合幹部ノ攻撃圧迫極メテ悪質ニテ事態悪化セン為メ警察官三十名来山警戒及関係者ノ取調を開始ス」本件ニ付会社側事前事後全然関係シ居ラズ不法労働行為ナシ」（下線は筆者による）

そして17日の逮捕については次のように伝えている。

既報ノ通り十日夜労組脱退事件ニ関シ十七日早朝（七八十）ノ警察官来山加盟首謀者（将軍ヲ含ム）数名拘引サレタ模様」之ガ為メ山元情勢益々険悪化ヲ予想スル」之ガ対策ニ付本社ニ連絡員派遣スベキモ都合付カヌ」今後ノ会社ト処置ニ付至急何分ノ指図アリタシ」尚資金調達困難ノ事情充分了解ヲ求メスルモ未払工賃至急支払アリタシ重ネテ願フ」

この電文の後段にあるように、この間労働基準局から6月分工賃の未払について、罰金を伴う厳しい警告が発せられており、予定される休山をスムーズに実行するためには、違法性を問われないよう資金を確保することが、経営側の最重要課題であったようである。この電文に先立つ16日の所長から石橋部長への電報でも、今後の方針について同日三井鉱山が通産省鉱山局長と会見したことを伝えた後、「腹ヲ決メル段階ニ入ルモノノ如シ。資金調達ノ点が最隘路ナリ」と資金確保の緊要性を述べていた。その鍵は、三井鉱山三池製錬所宛てに亜鉛鉱500トンを送送することで銀行融資を得ることにあり、7月初め以来、継続してそのための交渉が行われてきたが、ようやく三井鉱山および鉱山局の了解を得られたことにより17日に亜鉛鉱の送送が開始された。これを踏まえて、19日、本社において取締役会が開催され、休山することが決議されたのである²⁵⁾。

5. 中龍鉱山争議の終結

25日、井本社長が来山し翌26日、組合執行部を招き、27日より休山し、課長を除き従業員全員を解雇することを通告した。解雇通告にあたっては、第一次人員整理対象者以外の8月27日付解雇者に対して7、8月分の賃金と1カ月分の解雇予告手当を用意することが必要であった。組合では、9月7日に全山大会を開催し、鉱山の早期再開を前提とすることで休山を認めた上で、交渉委員6名を選出し、彼らを上京させて全鉱の役員と共に本社で団体交渉を行うことを決めた。13日に本社での最初の団体交渉が行われたが、組合側の主な主張点は、15日提出の要求書によれば、①退職手当の支給について、平均賃金6カ月分の退職手当に加えて勤続年数に応じて加算する、また旧職員退職手当内規の適用者に対してはその額を加算する、②離山者に対して旅費等を支給する、③6月23日の第一次解雇通告者に対してその後の稼働中の賃金相当額を支給する、④就職の斡旋、⑤行先のない組合員・家族に対して社宅等を供与し、越冬の場合には食糧等の便宜を与える、⑥鉱山再開の際の組合員の優先雇用、そして⑦これらの主張に関する協定が成立するまでは会社の臨時休業として法定の休業手当である平均賃金の60%を支払う、といった内容であった。19日の会社側回答では、①の退職手当について努力はする、ただし勤続に応じて加給はしない、③、⑤、⑥、⑦については拒否、というものであった。

しかし、組合側はこれとは別に9月10日、福井地裁に対して解雇無効等を請求する権利実行を保全（地位保全）するための仮処分を申請していた。これに対して地裁は、8月26日に組合員450名に対して行った会社の解雇は、判決が確定するまでその効力を停止する、として仮処分を認める決定を行った。これは会社側に厳しいものであった。

斉藤弁護士からの情報によれば、裁判官の心証は、労働基準法に基づく解雇予告手当のみでは社会通念上不足しており、何がしかの退職金を支給すべきとのことであり、弁護士自身も1カ月分の退職金は必要だろうとの意見であった。また県の松島労政課長も、大野地区警察署の山花次席も同様の意見であった。さらに、この地裁の決定により、事後処理に決着がつくまで賃金の60%にあたる休業手当の支払を要することになった²⁶⁾。

ここに至って会社側も早期に円満解決を図る方向に転じ、20日からは渡辺所長が急遽上京して団体交渉に加わり、また多額の未払金の後始末や生産品の処分等について関係方面との折衝に努め、組合側も全鉦の指導により会社側関係先への側面からの働きかけを行った。最終的には、労使双方の関係官庁である労働省および通産省が調停に乗り出すことで、最終的な妥結の局面を迎えた。

9月30日18時より労働大臣官邸で開かれた団体交渉には、労働省労政局の飼手喜吾労働組合課長および山崎五郎事務官、通産省鉦山局の平塚保明鉦業課長および松本要三郎事務官、会社側は井本社長、神田・相沢両取締役、組合側は全権委任された全鉦の原口幸隆中央執行委員長、田中千代吉企業整備対策部長の計9名が参加した。神田取締役によるこの交渉の議事録が残っているので、この日の交渉の流れを追うことができる²⁷⁾。

会議は平塚鉦業課長による鉦山局側の調停案の提示から始まった。この案では、復興金融金庫からの借入金1,057万円のうち、今年中に410万円のみを返済するという方向で復金に対して折衝することを前提に、解雇予告手当に加えて総額650万円に上る金を給与や諸手当等の支払のために会社側が用意する、というものであった。井本社長は復金借入返済が410万円となることが確実なら同案を検討できるとの意見であった。これに対して飼手労働組合課長は、この案が製品売上代として3,000万円確保できるよう通産省が各方面に政治的に働きかけたことで可能となったと同省に対して謝意を示した上で、労働省側の見解として、この650万円に、社内個人債務130万円、休業補償手当1カ月分160万円（これらは通産省案では650万円の内に含まれる）を加えて約950万円、さらにこれに30万円ほど社長の腹でプラスして1,000万円とすることを提案した。これは組合側が1,500万円を主張したのに対して労働省側が減額を説得したものであった。

議論は双方譲らず並行線をたどる気配となったところで、平塚課長から、「個人的な見解」として両者の額の間を取り、800万円かどうかとの案が提示された。これに対して井本社長からは、当局の尽力で増収が見込まれるので500万円までは出せると考えていたところ、本日の通産省案によりさらに150万円の上乗せした額で承諾しようとしたのに、さらに150万円を増額するのは到底無理との回答があり、他方原口全鉦委員長からは、1,000万円を堅持したいがそれでは纏まらないというならば、850万円の要求に引き下げてこの線からは一步も退かないとの主張が示された。

21時30分頃になり、いったん双方別室で調整が行われた結果、共に妥結の見通しとなったため、会議は22時に再開となった。再開後、平塚課長私案の800万円について、当初井本社長はこれを拒否し、

また組合側は800万円に加えて餞別の意味で少し上乘せすることを求めた。これに対して課長私案の線で双方への説得が行われ、結局井本社長は「どうか一つ800万円を差し上げる気持ちは汲み取って貰いたい。死に水を取って頂きたい」と発言し課長私案を受け入れた。組合側はなお20～30万円の上乗せを求めたが、会社側は明確な金額を確定することにはあくまで拒否し、組合側も協定書を作成する際に会社側が言う「フエーバー（恩恵）」の趣旨を生かすことを条件に、課長私案を承諾した。社長と全鉦委員長が握手を交わしたのは22時23分であった。その後、同日付で井本社長と中龍鉦山労組委員長との間で作成された協定書の概要は以下の通りである。

1. 法定休業手当（賃金の6割）は9月末日まで支給し、約120万円をこれにあてる。
2. 退職手当として425万円支給し、一律平均賃金の1か月分を支給するとともに、残額を勤続に応じて加給する。また旧職員には内規に基づき総額40万円を支給する。
3. 移転料補助として総額100万円、旅費総額30万円を本年中の離山者・家族に支給する。
4. 6月24日付の第一次解雇者115名に対して特別に65万円支給する。
5. 就職先の探索金として総額20万円を準備する。
6. 残額が生じた場合は、退職手当勤続加給として追加支給する。

この協定書の締結により、休山とそれに伴う補償をめぐる労使の合意が成立し、10月8日に中龍鉦山労働組合は解散することとなった。従業員の多くは年内に山元を離れ、若干の社宅滞留者も翌50年5月末日を以て家屋を明渡し、離山したのである。

結びに代えて

以上、1949年中で福井県内最大の解雇者を出した中龍鉦山の争議について、日本亜鉛鉦業(株)に残された文書を中心に、争議の背景や具体的な推移について紹介を試みた。とくに、争議の進展の中で経営側内部でのやり取りの様子を詳細に明らかにすることができたと思われる。いっぽう、組合の動きについては経営側が入手した文書やビラを通じてある程度は理解できるし、また組合反対派の動きは高橋勤のノンフィクションから推察することはできるものの、なお不十分なものとなっている。とくに、当時の全鉦の指導方針と中龍鉦山争議における闘争方針との関係については、十分な資料が得られないままの執筆となった。

この時期の労働運動は、逆コースからレッドパーージへという流れの中で全日本産業別労働組合会議（産別）が弱体化していく大きな転換期にあり、研究の関心もそうした政治的な動きに焦点が集まり、個々の争議についての研究は、敗戦直後の大きな争議ほど進んでいるとは言えない。さらに、非鉄金属鉦山という比較的マイナーな産業部門の、さらに中小規模の鉦山における争議については、地域史研究の中で丹念に資料を拾っていく以外に実態が明らかとなることはないだろう。そうした中で、この争議をめぐる資料群の発見は貴重である。本稿では、資料を用いて争議の詳細を明らかにすることに主眼を置いたので、資料群そのものに即した紹介としては不十分であるが、これを機に中龍鉦山争議に関心を持っていただける方がおられれば、筆者としては望外の喜びである。

注

- 1) 占領期の労働争議をめぐる当時の代表的な研究は、山本潔氏の『戦後危機における労働運動』お茶の水書房、1977年、『読売争議（一九四五・四六年）』同、1978年、「東芝争議（一九四九年）の研究（一）～（四）」『社会科学研究』28巻1・2・6号、29巻1号、31巻4号、東京大学社会科学研究所、1978～80年、である。山本氏の研究を含む当時の研究動向を整理した、遠藤公嗣「戦後日本労働運動史の研究動向と課題」『季刊労働法』116号（夏号）、1980年、および同「戦後労働運動史研究の動向（1945-1953）」『労働運動史研究会会報』10号、1985年、も参照されたい。
- 2) 争議を含む戦後の中龍鉦山に関する論稿に、亀野治「福井県・中龍鉦山再開の思い出（上）（下）」『三井金属修史論叢』第五号・第六号、1971・72年、があり、これも執筆の際に利用した。なお、この争議に関連したノンフィクション小説に、高橋勤『鉦山はかげろうの如く』岩手日報社、1991年、がある。
- 3) 鉦山再開から閉山までの中龍鉦山については、「戦後の中龍鉦山とその閉山」『大野市史 通史編下 近代・現代』第六章四、2013年、を参照されたい。
- 4) 書簡「三井鉦山経理部財務課御中 21～6～3 日本重鉛鉦業株式会社」（「中竜001」）。
- 5) 亀野治「福井県・中龍鉦山再開の思い出（上）」『三井金属修史論叢』第五号、1971年、および無記名のメモ（「中竜001」）。
- 6) 「現在の状況及将来の見込」（1950年作成のものとして推定される）（「中竜002」）。
- 7) 石橋大「三井金属鉦業における労働事情の変遷」『三井金属修史論叢』第三号、1969年、150-51頁、および高橋前掲書、121-24頁。
- 8) このときの事情について、高橋前掲書では、次のように記述している。

「組合結成にあたって、同じ組合の中に会社の職制に連なる職員と、被職制の従業員が一緒にあることは、いつかは絶対的少数派の職員が待遇面、特に経済的分配面において不利な扱いを受ける恐れもあるとして、職員の多くが反対、もしくは消極的な態度を示していた。だが、組合結成の指導者である尻崎、石村、岡野（いずれも本名を一部変えて表記している－筆者）たちは、過去に社会主義運動を多少なりとも経験したことがあったから、彼等を中心とした一部の職員達が、「資本対労働」という対立する図式こそが、これからの労働運動にとって一番必要なことであると力説した。そして、組合を職能別に分けるのは、将来、資本家側に利用される余地を残すことになるし、強いては組合の弱体化に連なるとして、強引に職従一本の形で組合を結成してしまった。

職員が多くが危惧していたことが、組合結成時の執行部の選出にあたってすぐ現れてしまった。組合の委員長、副委員長、書記長の三役には、当初から予想されていた尻崎、岡野、石村が就いたが、残る執行委員の多数は従業員側が占めてしまった。」（『同』175頁）。
- 9) 全日本金属鉦山労働組合連合会編『全鉦20年史』労働旬報社、1967年、240-300頁、鉦山経営者連盟『団体交渉経過の概要（昭和二十三年九月－十二月）』鉦経連資料第五集、昭和二十四年三月。
- 10) 「中竜001」。
- 11) 中龍鉦山は開業以来、現地で製錬を行うことはなく、敗戦後は鉛精鉦は岐阜県の神岡鉦山へ、また重鉛精鉦は福岡県の三池製錬所と山口県の彦島製錬所といったいずれも三井鉦山(株)の経営する製錬所へ送っていた。高橋前掲書、160頁。
- 12) 「中竜006」。文書の冒頭ページ右肩には㊦と書かれている。
- 13) 「中竜005」による。これが、資料の五にある「会社側再建案」を指すものと思われる。
- 14) 「中竜002」。文書中で言及されている図表は掲載を省略した。
- 15) 後に取り上げる経営幹部間の往復電文で、彼らの間では新田は「将軍」のあだ名で呼ばれていた（「中竜005」）。
- 16) 「中竜003」。高橋前掲書は組合執行部批判派の立場から描かれているが、その中で相沢は「相川」の名で登場する。
- 17) 「これ（株式会社－筆者）は、資本主義的生産様式そのものの内部における資本主義的生産様式の止揚であり、したがって自己自身を止揚する矛盾であって、それは明らかに一つの新たな生産形態への単なる過渡点として表

示される。」(K.Marx,“Das Kapital III”,Dietz Verlag, 1964, s.454(邦訳、『資本論(七)』、岩波文庫、1969年、178頁))。

18)「企業整備案の交渉経過一覧」(「中竜005」)。

19)「中竜005・006」。

20) 福井県地方労働委員会事務局『福井県地方労働委員会十年誌』1956年、104頁。

なお、6月26日に組合が出した「経営者の家族に告ぐ」と題されたビラは、会社側の雇用した警備員のことに言及しているので、ここに紹介しておく。

経営者の家族に告ぐ

一 貴女がたは日本国民です

組合は貴女がたの基本人権は侵害しません。

配給物をとりにも悠々とお出かけ下さい

貴女がたは御主人に「労働者は恐ろしいから」と訴えられたそうですが。それは大きな錯覚です 六月廿五日のバス事件を御存じですか 「ドス」(刃物のことです)と「恐喝」に公共乗物にも平和に乗れないオドへした我々の方が!

貴女がたに恐れられ警察に監視されるとはどこの世界の六法全書でせう?

「ドス」と「恐喝」は見逃し 働けど首切られる人の、そしてその人々と共に助け合はんとする労働者の叫びを監視するといふ警察法はどこの国の掟でせうか?

配給物をとりにも歩けないのは貴女がたではなく 金のない我々です

そして日曜日も夜も我々は安心して歩けない

こんな暗黒の街に誰がした?!!

一 貴女がたは何故我々を恐れるか

貴女がたは自分の夫のしたことを恐れてゐるといふことに気がつかない!!

憲法には「解雇辞令を出す一ヶ月前に予告辞令を出せ」と書いてあります

そして「誰が見ても止むを得ないと思はれる様な状態の時は予告しなくてもよい」と定めてあります

経営者の家族の皆様!!

夕刻予告され、夜に配達され翌日から作業禁止!!

一家総ナメもあり会社の仕事のために片輪になった人も居ります

「首を切る」「首を切るな」の話は男同志の話合いで貴女がたに「首を切ったのが悪い」と責めはしません

首を切られた人々は次の仕事をさがさねばなりません、即日就業禁止などとはなかへ 貴女がたの御主人は「情深いお方」です

六月廿五日夜半迄我々が貴女がたの御主人に頼んだことは実に簡単な而かも血の出る様な叫びでした

「首切り辞令を撤回せよとは言はない、せめて1ヶ月だけ次の行先を落付いてさがす間だけ気晴らしに仕事をさせて呉れ」

といふことでした

貴女がたの御主人はこれを聞いては呉れませんでした

我々は罪もない貴女がたには絶対に危害も加えず悪口もしません 御安心下さい

然し我々は希望の遂げられる迄あきらめません

貴女がた御主人は一層暴力団や憲法違反の警察陣で我々をオドカシつゞけるでせう

貴女がたが配給物を取りに行けない様に誰がする?

六月廿六日

中龍鉦山労働組合

文責 畠山

21) いずれも前日の6月22日付で出されている。なお、本文の概文中に、解雇の人数が140名とあるが、これはこの前日の文書でも同じように書かれている。実際には前年12月に会社側が提示したのは115名であり、1名撤回しているのが114名である。また23日の断行発表では当初の115名に1名加えて116名となっている。ただし、地労委での斡旋事件の記録では、再び115名とされている(福井地方労働委員会事務局『前掲書』)。

- 22) 『福井新聞』1949年8月8日、9日、12日。
- 23) 『福井新聞』1949年8月18日。
- 24) 福井地裁の決定の内容は3点にわたる。まず、労働協約の有効性については組合側の主張を認め現在もお有効とした。次に協約の「解雇について予め組合と合議する」ことに反するとする組合側の主張について、会社側が前年末以来経営協議会において、会社の経営状態や経理内容を示して組合と意見交換し、企業整備のやむを得ない理由を納得させる手段を講じてきたので、会社側は組合との合議を行ってきた、と判断した。最後に会社側が行った作業場閉鎖、火薬その他の生産資材の供給停止については、本来経営権の範囲内に属し、労働協約中にも組合との協議等を要する旨の規定がないので、組合側からこれに積極的な干渉を加えることはできない、とした（「中竜005」）。
- 25) 日本亜鉛鋳業株式会社取締役会議案「休山ニ関スル方針取極メ」（昭和24年8月19日）（「中竜005」）。なお、このときの取極めでは、8月25日に休山するとされていた。
- 26) 「中竜006」。
- 27) 「中竜006」。